弁理士 同友会だより

Vol. 17－1　2011. 12

（電子版第3号）

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ 30 周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」
　会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」
　会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」
　会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」
　会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより　平成２３年度号(電子版第３号)目次

※各目次はハイパーリンクになっております。

同友会だよりの発行にあたって
平成２３年度広報担当副幹事長　田辺　恵

弁理士同友会幹事長挨拶
平成２３年度弁理士同友会幹事長　飯田　昭夫

日本弁理士会執行理事会報告
平成２３年度日本弁理士会執行理事　森　俊秀

日本弁理士政治連盟会長報告
平成２３年度日本弁理士政治連盟会長　古谷　史旺

平成２４年度日本弁理士会役員定時選挙報告
平成２３年度弁理士同友会役員協議委員長　丸山　英一
平成２４年度日本弁理士会副会長　関　昌充

平成２３年度日本弁理士会　委員長報告
財務委員会委員長　石川　憲
特許制度運用協議委員会委員長　中原　文彦
パテントコンテスト委員会委員長　飯田　昭夫

平成２３年度日本弁理士会　会務報告
日本弁理士会研修所副所長　山田　武史
知的財産価値評価推進センター副センター長　大津　洋夫
広報センター委員　越場　洋
特許委員会委員　田辺　恵
意匠委員会副委員長　仁科　勝史
商標委員会副委員長　恒川　圭志

三役奮闘記（総務・会計）
平成２３年度総務担当副幹事長　石川　憲
平成２３年度会計担当副幹事長　本田　淳

叙勲受章者の声

平成２３年旭日小綬章　小池　晃

褒章受章者の声
平成２３年度黄綬褒章　廣江　武典

地域活動報告
平成２３年度弁理士同友会北海道委員会委員長　石埜　正穂
平成２３年度弁理士同友会東海委員会担当副幹事長　佐藤　大輔

組織委員会報告
平成２３年度弁理士同友会組織委員会担当副幹事長　大橋　剛之

研修委員会報告
平成２３年度弁理士同友会研修委員会担当副幹事長　太田　雅苗子

旅行会報告（松本・長野）
平成２３年度福利厚生担当副幹事長　山下　幸彦

会員の広場
新規入会者より　H22,23 入会者

会務報告
平成２３年度弁理士同友会総務担当副幹事長　石川　憲

同友会通信
テニス同好会　神崎　正浩
女子ゴルフ部「Ｃｈｅｅｒｓ☆ゴルフ部」　古川　友美
野球同好会「パイレーツ」　小島　猛
ジョギング同好会「エンペランズ」　大橋　剛之

資料
平成２３年度弁理士同友会役員等
平成２３年度日本弁理士会役員等
弁理士同友会会則

編集後記　広報委員長　仲村　圭代

表紙「題字」　　田中　武文
「シンボルマーク」　　早川　正広

同友会だよりの発行にあたって

平成２３年度広報担当副幹事長

田辺　恵

平成２３年の「同友会だより」は電子版のみの発行になってから第３回目となります。

年末ご多忙の折、原稿の執筆をご快諾いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本年は、幅広い年齢の会員の声を掲載するという方針の下、「会務報告」と「新規入会者より」という項目を設けたことで、沢山の会員、特に若手会員の原稿を掲載することができましたことを嬉しく思っております。

これからも本会会誌が、自由に意見を発表できる場であり、会員相互の意見交換の場となって末永く刊行され続けますよう願っています。

末筆ながら、本年「同友会だより」の発行に際し、ご尽力下さった、広報委員会委員長　仲村圭代先生、広報委員会委員　藤井　稔也先生、三島広規先生、笹川拓先生に深く感謝申し上げます。

以上

弁理士同友会幹事長挨拶

若手弁理士と共に！

平成２３年度弁理士同友会幹事長

飯田　昭夫

１．若手会員の活躍に感謝！

“何事もなく若手会員と共に弁理士同友会に力を注げる”と考えて幹事長に就任して１年近くなりました。残念ながら、“何事もなく”に関しては、３・１１の東日本大震災に端を発した様々な問題の発生により、異常時では名古屋のような地方の弁理士が幹事長を行うことに限界があることを悟らされました。内閣府や文部科学省の関係委員会委員の情報が弁理士同友会のためにも役立つものと思い、委員を継続しながら幹事長を引き受けたことは時間調整に無理が生じ、執行部の皆さんに御苦労をかけたことを深謝いたします。

“若手会員と共に”に関しては、若き副幹事長、委員長等の活躍に助けられて順調に運営できましたこと、若き執行部の皆さん、委員長をはじめとする委員会の皆さんに感謝申し上げます。太田副幹事長には、妊娠・出産という状況下でも副幹事長を継続して頂きましたこと、感謝いたします。

本年度は、弁理士同友会の若返り存在をアピールするため、副幹事長を昨年同様若手で固め、若手の意見を尊重する運営を心掛けました。

その１つとして、“若手向け納涼会”が組織委員会により本年度も継続して開催され、無会派の若手弁理士や弁理士未登録者の参加もあり、その目的は達成されつつあるように感じました。この“若手向け納涼会”が継続して開催されれば、無会派の若手弁理士が弁理士同友会に抵抗なく参加できる土台ができると思います。

参加してみて、６１歳の私ではついていけないような話題も多く、ジェネレーションギャップを強く感じた次第です。ジェネレーションギャップが大きすぎると、折角の先輩会員の経験をうまく後輩に伝えることができません。その点、若手が考えた若手会員向けの独自の研修会のテーマは、若手会員の要望にマッチした内容であり今後の継続的会員増強に寄与できるものでありました。

若手会員のスキルアップを目指し、ビジネスを拡大する研修会・講演の目的はある程度達成出来たと考えますので、継続して次年度を期待します。

企業会員の勧誘も、会員以外に広く勧めたこれら若手会員向けの研修に企業弁理士が参加したことからも目的達成のための基礎作りに寄与できたと考えます。

登録祝賀会や就職説明会更にその後の懇親会の実行は、それに参加した若き人に対しても会員増強に役立っていると思い今後を期待したいと思います。

また、東海委員会主催の判例研究会も企業からの新入会員獲得に効果があったと思われ感謝いたします。

更に、単位認定できる研修会の開催も会員の継続性の確保と増強に役立っていると確信しました。感謝いたします。

２．お祝い

本年度は、嬉しいことに弁理士同友会の会員から叙勲・褒章受章者が出ました。

弁理士同友会の会員の日本弁理士会に対する貢献を示すものとして、２人の受章を無会派弁理士に紹介して会員増強に役立てていきたいと思います。

３．弁理士連合クラブの問題

昨年度の日本弁理士会会長選挙に関して、弁理士クラブとの間に生じた“わだかまり”は、簡単に解消できるものではありませんが、弁理士同友会は日本弁理士会の会員のために最善となる道を選択してこれから歩むことになります。特許出願の減少という切実な経済的問題に対処し、弁理士法改正を正しい方向に向ける為にはどうすればよいかについて、弁理士同友会が指導的立場をとることができる体制を考えることが必要と思います。　そこで、会員の皆様に、本年度以上の御支援とご協力を次期執行部にお願い申し上げます。

以上

日本弁理士会執行理事会報告

平成２３年度日本弁理士会執行理事

森　俊秀

たまたま常議員の任期２年目であった関係で、今年４月から執行理事を仰せつかっております。以下、私の担当している委員会を中心に、執行役員会での活動をご報告します。

＜知的財産支援センター＞

各地への出張授業の企画・実施や、出願援助の運営等を実行する付属機関です。

出願援助については、従前は、どちらかといえば資力に乏しい方を対象として、弱者救済をＰＲする側面が強いものでしたが、本年度役員会の方針として、中小企業の支援をより促進する方向で動いています。

一例として、１２月の総会では、「総合的知的財産支援規則」を制定し、知的財産の出願や活用についての知識やノウハウが浅い、特定の中小企業等に対して積極的に支援を行うことができるようにしました。また、出願援助の援助対象も、実用新案・意匠まで広げています。なお、出願援助に関する予算も今年は増額されております。

＜地域知的財産活動本部企画調整委員会＞

弁理士会の地方会設事務所（青森・宮崎）関連の業務、各地で開催される知財フォーラムの企画、弁理士会の各支部の役員を集めて年１回行う支部サミットの企画運営などが主な業務です。なお、今年は、７月に東京にて支部サミットを開催致しました。

＜福利厚生委員会＞

元々は共済事業を担当していた委員会ですが、保険業法の改正により弁理士会の共済事業が行えなくなったことから、現在では傷病・死亡時の見舞金の給付審査が主な業務となっておりました。今年１２月の臨時総会で、給付申請の規定を実情に合わせるとともに、弁理士会の事務局で給付審査を行えるように慶弔規則を改正しました。これにより、福利厚生委員会は以後休会となっています。

＜復興プロジェクト本部＞

今年３月の東日本大震災を契機に急遽設置された委員会です。私も６月頃から途中で参加しています。広報センター、価値評価センター、支援センター等と共同で各種施策を行いました。被災地関連として、支援センターでは、被災地の中小企業を対象とした出願支援が１件決定しています。また、価値評価センターでは、福島県の企業に対して事業支援のコンサルティングを企画しているとのことです。

＜雑感＞

今年の目玉政策として、会費の５０００円値下げが挙げられます。ここ近年の登録者増により、不景気であるにもかかわらず弁理士会の会費収入は増加傾向にあり、また歳出も増加傾向にありました。まず会費収入を絞った上で弁理士会の活動を費用対効果の高いものにスリム化してゆこうとする方向性は、

広くご賛同頂けるものと思います。また、奥山会長のスタンスとして、弁理士のプレゼンスを大きくしてゆくことを常に念頭に置かれて活動されていると感じております。

執行理事を務めた結果、役員会に上がってくる起案から弁理士会の業務全体を俯瞰でき、また、様々な知見を深める機会もあり、得難い経験ができたと思っています。

一方、週１回の執行役員会と担当する委員会の出席とで、ある程度の時間が拘束されてしまいます。そのため、今年はまとまった仕事の時間が確保しにくくなり難儀しました。その点は、効率的な仕事の廻し方を考える機会を与えられたとして、ポジティブに割り切るしかないと考えています。

就任当初は１年だけと思っておりましたが、引き続き来年も執行理事を務めることになってしまいました。今年の経験をうまく生かしつつ、体を壊さない範囲で頑張っていきたいと思っています。

以上

日本弁理士会政治連盟会長報告

日本弁理士政治連盟の活動を振り返る！

平成２３年度日本弁理士会政治連盟会長

古谷　史旺

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖、北緯 38°東経 142.9°深さ 10 ㎞→24 ㎞(暫定値)で発生した地震は、過去に経験のないマグニチュード 9 を記録し、その後に襲って来た大津波は、最大で 37 メートルを超え、海岸から遠く離れた街までをも根こそぎ飲み込んで持ち去りました。死者・行方不明者が 2 万 7668 人を超える大惨事となったばかりでなく、福島原子力発電所の水素爆発を誘発し、レベル 5 のスリーマイル島を超え、レベル 7 のチェルノブイルに匹敵する大惨事となりました。

被災して不幸にもご家族を亡くされた方々に、改めて謹んでお悔やみを申し上げます。また、住まいなどを無くされた方々に、改めて心からお見舞い申し上げます。

さて、日本弁理士政治連盟は、昭和 49 年(1974)に弁理士会の斡旋決議(臨時総会)で設立され、37 年を迎えております。

その間に、弁理士同友会からは佐々木功先生、磯野道造先生、森哲也先生、そして不肖古谷と 4 人の会長を輩出し、弁理士会の会務を陰で必死に支えて来ております。

弁理士同友会からは、谷山守先生、小川眞一先生、飯田昭夫先生が日本弁理士政治連盟の副会長として参加してくれており、下記に述べる政治活動を共に展開して頂いております。心から感謝申し上げます。

活動の歴史の中で特質すべき点を挙げてみます。

まず第一には、平成 12 年(2000)に 80 年ぶりに漕ぎ着けた弁理士法の大改正でありましょう。我々の業務が特許庁に対する出願手続・関連代理から、不正競争防止法や著作権法における一部代理まで範囲が拡大し、また、日本弁理士会の自治権の拡大も図られました。

せっかく自治権が拡大しても、特許庁との接し方が従前どおりの考え方、やり方で行われていることに忸怩たる思いを禁じ得ませんが…。

第二には、平成 18 年(2006)に行われた第 2 次の弁理士法改正で、裁判所に対する手続で「審決取消し訴訟」のみであった弁理士の代理権が「侵害訴訟(弁護士との共同出廷)」にまで拡大され、補佐人から訴訟代理人への道が開かれたことです。

加えて、登録前義務研修・登録後の継続研修が制度化され、また、「輸入の差し止め」に対する代理の

範囲が「輸出の差し止め」にまで拡大されたことです。
また、懸案であった「外国出願代理」が初めて弁理士法に明記されました。

忘れてならない歴史的なことは、第一に、1998 年の行・財政改革の一環から、特許庁が国の機関から独立行政法人(ｴｲｼﾞｪﾝｼｰ)に移管する動きが起こったことです。我々日本弁理士政治連盟は総力を結集して、400 名に及ぶ国会議員に対し反対の大運動を展開し、すんでのところで阻止に成功しました。
もし、特許庁が独立行政法人(ｴｲｼﾞｪﾝｼｰ)になっていたならば、この国の「知財戦略」は間違いなく後退していたでありましょうし、弁理士そのものの資格も国家資格ではなくなっていたことでしょう。
第二に、「知的財産高等裁判所」が創設されたことです。「知的財産高等裁判所」の創設に関しては、当時の政府与党であった自由民主党の「司法制度改調査会」の会長で、その後に法務大臣になられた保岡興治衆議院議員(落選中)に対し、「知財戦略」の象徴的存在として「知的財産高等裁判所」の創設が必要と強く迫り、法務省・裁判所の反対する中、保岡議員の政治主導によって国会を通過しました。

既にお気づきのこととは思いますが、上記の事柄は、特許庁が自発的に法案を国会に提出してくれたことではなく、弁理士会というよりも、むしろ日本弁理士政治連盟が、それこそ連日のように数多くの国会議員に対し、これでもかこれでもかと強く働きかけて成し遂げた活動の成果そのものであります。その割には正当に評価されていない悔しさ、悲しさを禁じ得ません。不徳の致すところかも知れませんが…。

本年度の活動は、毎月発行している「弁政連フォーラム」をお読み頂ければ、詳しくご理解頂けることですが、「外国法事務弁護士の法人化」阻止の運動が最も喫緊な問題です。　これは弁理士会の依頼により共闘していることですが、２年前に弁理士会の執行部から政治展開を依頼されました。紙面の都合もあり詳細な説明は出来ませんが、平成２４年の通常国会に法案提出を目指す法務省と、真っ向からガチンコしております。
我々の問題意識は、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同運営による法人化を認めることは、第一に、ビジネスを主体とする外国法事務弁護士により同法人が牛耳られ、日本の技術情報が流出することを加速させる懸念があることです。第二に、日本特許庁は法人代理を認めており、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同運営による法人代理をチェック出来ないことから、自国法の法律事務しか扱えない外国法事務弁護士が、実質的に日本の法律を扱える道を開く懸念があることです。以上の点から外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同運営による法人化に対し、反対しております。
どこまで戦えるか、いよいよ正念場を迎えることになります。

以上

平成２３年度日本弁理士会役員定時選挙報告

役員協議委員会　報告書

平成２３年度弁理士同友会役員協議委員長

丸山　英一

担当副幹事長　中村 盛夫

委員構成

委員長　丸山 英一

委員　　長内 行雄　大賀 眞司　旦 武尚　杉本 良夫

藤井 稔也　青山 仁　笹川 拓　藤浪 一郎

活動報告

平成２４年度の日本弁理士会の役員選挙は、会長選挙はありませんので、副会長選挙、常議員選挙が予定されていました。

弁理士同友会の副会長候補は、関昌充会員でした。選挙前には、１名オーバーが予想されていました。関候補と選対との間では、選挙になっても、同友会一丸となって選挙戦を勝ち抜くことを確認しあいました。しかし、立候補者は、オーバーすることなく、選挙なしで、無投票当選となりました。

次に、常議員選挙ですが、当会の候補者は、三嶋景治会員と花村太会員でしたが、１名立候補の取りやめにより、三嶋景治会員だけが立候補しました。立候補者数は規定数でオーバーしなかったために、選挙なしで、無投票当選となりました。

特に、常議員に関しては、選対は、選挙戦突入を覚悟し、票割りを準備し、選挙に勝利できる状態まで準備できていたと思われますが、来年に生かすことにしましょう。

関昌充会員、三嶋景治会員当選おめでとう。奥山会長２年目の日本弁理士会の会務で職責を十分果たされることを期待します。

以上簡単ですが、今年度の委員会報告とさせていただきます。

以上

平成２４年度日本弁理士会役員定時選挙報告

副会長を拝命して

平成２４年度日本弁理士会副会長

関　昌充

この度、平成２４年度日本弁理士会役員定時選挙において、弁理士同友会の会員各位のご推薦により、副会長として当選させていただきました。以下、立候補にあたって表明させていただいた所信の概要について説明させていただきます。

１．新規事業の創出支援

リーマンショック以降の景気低迷、国際的な競争の激化、更には東日本大震災という未曾有の国難の中、弁理士及び日本弁理士会には、知的財産立国による経済の回復に寄与することが期待されているところかと思います。

国際的な分業体制の変化による国内産業のシフト、情報技術の飛躍的な進歩による新たなビジネスや問題の出現等の５年・１０年単位の中長期的な時間軸で進行している変化に対して弁理士及び日本弁理士会として何ができるか、何をすべきか、ということを考えると、知的財産を活用した新規事業の創出を支援することなのではないかと思います。技術開発に多額の資金を投入し、権利化しても、事業化・商品化して売り上げとして回収できない状況であれば、更なる技術開発に資金が回らない状況になってしまいます。このような知的財産創造サイクルを回すための知的財産の重要性を最も理解しているのは弁理士ではないでしょうか？知的財産を活かして事業戦略の立案等に協力し、新規事業の創出を支援するのは、弁理士の責務である、と私は思います。

新規事業の創出には、知的財産に関する事項以外にも、事業計画の作成、資金調達、組織の形成等の各段階において支援が必要になります。事業計画だけでも、作成するためには、自社の強みと弱み、市場や技術の動向等を見極めた上で、事業戦略、マーケティング、資金計画等を立案する必要があり、多様な知識や経験が求められます。また、事業の実施のためには、技術面、流通面等で複数の事業者で連携した方が有利な場合もあり、事業者間の利害の調整、交渉等も必要になる場合もあります。このような場面では、他の専門家と連携して実現してもいいと思いますし、自分で勉強して実績を積み、支援できる分野を増やしていってもいいのではないかと思います。

２．垣根を越える

弁理士の業務において、知的財産以外の観点も必要な場面が多くなってきていると思います。例えばコンテンツ産業の分野では、文化・社会科学的な観点にも注目する必要があると思います。

「初音ミク（登録商標)」に代表されるボーカロイド（登録商標）の世界的な成功の背景には、コミックマーケット（同人誌展示即売会）をはじめとする、同人文化があります。このような文化の理解なくして、ビジネスモデルを考えることは困難かも知れません。

技術と芸術を融合させた「メディアアート」と呼ばれる芸術分野では、対象を捉えるために芸術としての観点も必要になります。また、知的財産としての観点では、技術面では発明・実用新案としての保護を、創作としては著作権・意匠さらには商標としての保護を総合的に考慮する必要があります。

このように、弁理士の業務の中でも、ビジネスと文化、あるいは、技術と芸術といった複数の観点から複眼的に考慮する必要がある場面が増えてきていると思います。このため、業務の「垣根」を越えた「＋α」の知識・経験が求められるようになってきていると思います。

３．情報発信の更なる強化

現在、日本弁理士会、各支部、付属機関等の活動により、多種多様な社会貢献活動が行われています。既に、日本弁理士会や各支部のホームページ等により、対外的な情報発信が強化されているところではありますが、日本弁理士会の貢献に対して、社会の理解が十分得られているとは言い難い思います。日本弁理士会の活動に関する情報の発信を強化すれば、日本弁理士会の社会貢献についての理解を得るために役立つのではないかと考えます。

また、会務の手が足りない、という声も耳にしますが、会務活動に関する情報の発信を強化することにより、会務に対する理解と協力が得やすい状況になるのではないでしょうか？

予算縮減の折、広報に予算をかけられない状況下ではあると思いますが、費用をかけずに、情報発信を強化する方法もあると思います。例えば、日本弁理士会関東支部では、無料で利用できるソーシャルネットワーク等のメディアの利用を検討しています。ソーシャルネットワークを通じて協力の輪が次々に広がるのではないかと考えております。

以上

平成２３年度日本弁理士会　委員長報告

財務委員会

財務委員会委員長

石川　憲

平成２３年度日本弁理士会財務委員会の委員長を仰せ付かっております石川です。

本年度は、３つの審議委嘱事項を検討し、本報告を執筆している段階では、２つの審議委嘱事項につきまして審議終了し、最後の審議委嘱事項につき検討を開始している状況で、お陰さまで最後まで無事に委員長を全うすることができそうです。

当委員会は、現状、弁理士歴１０年以上の８名の会員で構成されております。

また、当委員会の職務権限は、

（１）日本弁理士会の財政に関する調査、研究

（２）日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案

（３）その他、日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案

となっております。

本年度の財務委員会への審議委嘱事項は、大まかに、「日本弁理士会の次期繰越金総額について」、「予算立ての適正化」、「法人会員の会費について」の３つです。

次期繰越金総額については、他士業における次期繰越金の現状、平成８年に制定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の具体的な指針である「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等を参考にしながら、日本弁理士会の収支バランスや独自性を加味して審議し、９月に報告書を提出しました。

予算立ての適正化については、予備費の柔軟な取り崩しを念頭に日本弁理士会経理規定第１６条第２項の規定を中心として審議し、他団体の上記１６条に相当する規定の規定ぶりや当該１６条の得失を踏まえ、鋭意報告書を作成中であります。

法人会員の会費については、審議が始まったばかりですが、他士業における法人会員の会費、法人会

員に対する日本弁理士会の支出、法人会員の会費の変更が日本弁理士会の財務環境へ与える影響等を踏まえて審議する予定となっております。

以上

平成２３年度日本弁理士会　委員長報告

特許制度運用協議委員会

特許制度運用協議委員会委員長

中原　文彦

１．諮問事項、委嘱事項

（１）手続的事項についての改善、法解釈、運用等（実体的事項及び法改正事項を除く。）に関する特許庁及び他の団体との協議
（２）特許庁の国際出願を含むペーパーレスシステムの改善に関する調査、研究並びに特許庁及び他の団体との協議
（３）研修所が実施する研修等への協力
（４）上記（１）～（２）についての会員への周知
（５）附属基幹、他の委員会等との連携及び協力

２．本年度委員会の構成

本年度委員会の構成は、例年通り第１部会から第３部会まで、３つの部会に分けて活動を行っています。本年度は、副委員長を６名体制とし、２名ずつ３つの部会を担当していただいています。

第１部会及び第２部会は、主に審査、審判、ＰＣＴ等に関する特許庁の運用に関して、会員から寄せられた改善要望事項に基づいて特許庁との協議（対庁協議）の案件としてふさわしいか否か議論、検討しています。

一方、第３部会は、対庁協議の案件の検討も行いますが、主にインターネット出願等のペーパレスシステム関連の事案に対処しています。従って、会員の皆様のお手元に弊委員会から配信されるペーパレスニュース等は、第３部会の先生方に作成していただいているものです。

３．本年度委員会の活動

（１）対庁協議

特許制度運用協議委員会の最も重要な活動がこの「対庁協議」です。上記諮問事項にもあります通り、特許庁の制度運用に関して疑問な点や改善をした方が良いと思われる点について会員から広く意見を募り、特許庁の各窓口と協議を行い、その結果をＪＰＡＡジャーナルを通じて会員に報告しています。また、協議案件についてはその内容と特許庁からの回答が赤いファイルの「対庁協議事項集」としてまとめられます。

これまでは例年、前期、後期の２回にわたり対庁協議を行って参りましたが、近年は年度中に１回のみ対庁協議が行われることが多くなってきています。但し前年度は、対庁協議を行う時期に東日本大震災が発生した

ため、対庁協議自体が行われておらず、本年度に持ち越しになっています。従って、本年度は、本年度委員会で検討した内容にプラスして前年度の積み残しについても対庁協議を行う予定にしています。

なお、対庁協議に挙げる程ではないものの、例えばインターネット出願等のシステム関連について尋ねたい場合には、別途要望という形で提出しています。この要望は、特許庁ではなく多くは独立行政法人工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）に提出しています。

（２）ペーパレスニュース等、会員への周知活動

会員への周知活動に関しては、主にペーパレスニュースの配信が挙げられます。内容は、インターネット出願ソフトのバージョンアップ情報や特許庁のシステムが停止に関するお知らせといったものです。

その他、例えば「拒絶査定不服審判請求と同時になされる補正」といった重要なテーマについては、委員会全体（正副委員長）で対応し、特許庁の対応部署との協議結果をまとめて随時配信しています。また、内容によってはパテント誌への寄稿を通じて会員への情報提供を行っています。本年度は、パテント６月号に「災害へのインターネット出願の対応」と題して災害時の対応について寄稿しました。

（３）その他活動

特許庁、ＩＮＰＩＴとの会合の他、例えば、特許庁内に設置されています品質監理室との間でも協議を行っています。この「品質監理室」は平成１９年度に新設された部署で、主に「審査の質」に関する監理を行っています。また、インターネット出願ソフトに関して特許庁（ＩＮＰＩＴ）とユーザである代理人（日本弁理士会)、出願人（知的財産協会）が一堂に会するユーザ連絡会にも弊委員会から正副委員長及び第３部会の先生方が出席し、情報の収集、意見の交換を行っています。

その他、知的財産協会において弊委員会と同じような位置づけにある「情報システム委員会」と意見交換を行っています。さらに、総務省からの委嘱により、弊委員会の何名かの先生方に「電子政府推進委員」に就任していただき、政府の電子政府という政策に協力しています。

４．雑感

以上、弊委員会の活動についてざっと説明させていただきました。弊委員会は、実は同友会との関係が深く、小生の他、過去少なくとも２名の先生が委員長として活躍されていました。小生も本年度で弊委員会に７年連続して在籍しています。

弊委員会に長年在籍して感じるのは、近年改善要望事項として会員から提出されてくる内容が、誤解を恐れずに言わせていただきますと、少し幼稚になってきているのではないか、ということです。昔と違い、現在では出願手続に関して言えば、出願ソフトを利用するオンライン手続が９０％を超える利用率を記録しています。また、ソフト自体も絶えずバージョンアップがなされ、年々使い易くなってきています。

ただ、例えば、一例として挙げるならば、各種期限管理も特許庁から配布される出願ソフトでやって欲しい、といった要望を出すのは弁理士としていかがなものでしょうか。もちろん技術、ソフトの進歩は歓迎すべきことですが、技術が進歩して使い易くなってきていることに慣れ、知財の専門家である弁理士の本分を損なうことにつながりかねない要望は、我々が自らの首を絞めることにもなりかねません。そこでこの点を考慮して要望をお寄せいただければと思います。

以上、若干辛口の雑感となってしまいましたが、今後も精力的に活動を続けて参りますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

平成２３年度日本弁理士会　委員長報告

パテントコンテスト委員会

～「若き発明者・プロダクトデザイナーを育成する」
夢のある委員会！～

パテントコンテスト委員会委員長
飯田　昭夫

１．　パテントコンテスト委員会とは？

パテントコンテスト委員会は、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・（独）工業所有権情報研修館（以前は発明協会）の四機関が主催者となって開催している「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業を日本弁理士会としてサポートする社会貢献度の高い委員会で、委員数は１４名で構成されています。

本年度のコンテストの応募件数は

パテントコンテスト：高校部門　２０５件、高専部門７３件　大学部門６３件

合計３４１件で、昨年度よりも８件増加しています。

デザインパテントコンテスト：高校部門１１２件、高専部門１０件、大学部門４９件

合計　１７１件で、昨年度よりも５８件増加しています。

主催者賞として、日本弁理士会からは、日本弁理士会会長賞　震災復興応援賞が贈られますが、目的は賞ではありません。学生の知財実践教育であります。

２．パテントコンテストとは？

「パテントコンテスト」は、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的としたもので、平成１４年にプレコンテストを開催してから１０回目になります。この事業は当初から本会が積極的に学生への知財教育の１つとして力を入れてきたもので、日本弁理士会が国の機関(文部科学省・特許庁)との共同主催者になることができた初めての企画で歴史的な事業です。

このコンテストは、単に優秀な発明を表彰することを目的とするものではありません。
あくまで教育の一環として行うものであり、従来技術の検索、従来技術と自分の発明の比較分析能力を評価基準にして出願支援対象者を選別表彰するものです。出願支援対象と選別された学生は、本会から派遣された指導弁理士の指導の下で、願書・明細書・図面の作成、電子出願作業から権利取得までの手続の実践体験を受けることができます。

３．デザインパテントコンテストとは？

意匠の重要性も学生に認識してもらう必要があるとのことから、平成２０年度にプレデザインパテントコンテストを実施し、今回で４回目です。このコンテストの目的は単なるデザインの優劣を競うもの

ではなく、自分で考えたデザインを知的財産権として保護することを認識してもらうため、意匠権に関するセミナーの受講或いは意匠法の勉強をしたことを応募の条件にしたコンテストです。意匠登録出願を学生自ら行うことによりプロダクトデザイナーの育成を目的とするものです。

４．委員会活動は？

委員会は、上記４機関からなるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの主催者による主催者会議で定められた事項の中で、日本弁理士会が担当する事項（セミナーの開催・広報活動・第１次選考及び落選した応募者全員へのコメント作成・書類作成、出願手続きの指導弁理士の選定等）を実行することです。委員会はパテントコンテストの応募案件を第１次段階で選別する仕事が山場の仕事になります。機密性を要求されますので、弁理士会の会場で４時間ぐらいかけて委員が手分けして選別し且つ落選者に対する教育的コメントを作成することです。新しいユニークなアイデアに接することができる楽しい作業です。今年は半日で終了しました。

委員会は他の委員会と同じように月１回の定例会が基本ですが、各コンテストへの応募期限の９月・１０月までの委員会活動はそれほど忙しくありません。

デザインパテントコンテストの事前教育もおこないますので、学生に意匠制度を教えたい方には最高の委員会と言えます。　以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

日本弁理士会研修所

研修所　副所長

山田　武史

今年度の日本弁理士会研修所について、正副所長会議と担当部会である継続研修審査部会とに分けて、ご報告申し上げます。

１．正副所長会議

日本弁理士会研修所は、現在⑴総務企画部、⑵新人研修部、⑶継続研修企画・運営部、⑷能力担保研修部、⑸継続研修管理部、⑹ｅ－ラーニング研修部、⑺継続研修審査部、⑻実務修習部、⑼知財ビジネスアカデミー部の計９部会に分かれて運営されており、各副所長・運営委員は、いずれか１部会に所属・担当しております。

正副所長会議では、各副所長より担当部会の議事報告が行われ、その報告内容に基づいた検討を行っています。毎月第３木曜日に２時間の予定で開催されていますが、概ね予定時間では収まらず、活発な議論をしております。

今年度特に問題となっているのは、継続研修の出席率低下についてです。これは、１１月７日付での執行役員会からの電子メール、電子フォーラム掲載記事でご存じになった先生方も多いと思います。

継続研修のうち座学研修は人気が高く、受付開始当日に定員となることも少なくありません。他方、各座学研修の出席率は高くても８０％、特に今年に入ってからは低下傾向に歯止めがかからず、とうとう出席率が４０％を割り込む研修まで出現し始めてしまいました。

さすがにこのような事態を放置することもできないため、日本弁理士会事務局、研修所正副所長会議でそれぞれ対策の検討を始めましたが、受講を希望される可能な限り多くの先生方に受講して頂くために、各先生方には出席可能な研修のみお申し込みを頂き、またご都合が悪くなられた場合には、必ず事務局までご一報頂きますよう、切にお願い申し上げます。

●「研修所のあり方」ワーキンググループの設置

今年度の執行役員会より、「研修所のあり方についての検討」というかなり大きなテーマでの諮問がなされているため、この諮問への答申を目的として正副所長会議とは別に、「研修所のあり方」ワーキンググループが設置されています。

伊藤高英前所長を座長に、正副所長全員を構成メンバーとして、正副所長会議終了後から１時間の予

定で毎月開催されています。

まず諮問事項である「研修所のあり方」とは何か？というところから検討を始め、各弁理士の研修目的に適う研修を提供するべく、これまで個別に行われていた研修を分類・系統立てするといった方向性が現在までに打ち出されています。既に１回目の答申を行い、この後具体的な内容を詰めながら、複数回の答申を予定しております。

２．継続研修審査部会

私の担当部会である継続研修審査部会は、日本弁理士会及び各支部主催の研修受講を除く種々の原因に基づいた、継続研修の単位認定及び免除・軽減申請の審査を主に行っております。

具体的には、知財に関係する講師活動や著作行為に基づく各会員からの研修単位認定申請、各認定外部機関からの研修認定申請と研修終了報告、各会員からの継続研修単位免除・軽減申請といった各書類を毎月１～２回審査をしています。量的には、毎月数百件の申請を処理しています。

大量の書類に囲まれ、毎回１時間から２時間のデスクワークをしており、書類チェック終了後から１時間程度の会議を行っております。

以上のように、各申請書類の内容チェックは、事務局職員のみならず研修所運営委員も行っております。特に講師活動や著作行為について、知財と無関係な内容にもかかわらず「単位認定されれば儲けもの」といったお考えにより申請されるのは、審査負担が増えるだけですので、ご遠慮頂きますようにお願い致します。

また、各申請にはそれぞれ期限があります。現在、期限を１日でも過ぎた場合には、申請を却下としておりますので、各申請を行われる際には「継続研修ガイドブック」の該当箇所をよくお読み頂きまして、期限内の申請をお願いする次第です。

以上、簡単ではございますがご報告申し上げます。今後とも、弁理士同友会会員の先生方にはご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

知的財産価値評価推進センター

～知的財産の活用に寄与できる弁理士をめざして！～

知的財産価値評価推進センター副センター長

大津　洋夫

１．知的財産価値評価推進センター設立の背景

知識経済社会を迎えてわが国は、2002 年に知的財産立国の実現を目指して知的財産戦略大綱を公表した。以降、政府は推進計画を策定するなど知的財産を取り巻く様々な課題への対策を検討されるようになった。例えば、これまでわが国では、長年にわたっていわゆる「知的創造サイクル（知的財産の創造、保護、活用）」における保護の側面に着目した知的財産政策に重点をおいて取り組んできた。この様な取組によって、創作インセンティブ付けには、一定の効果があったが、知的財産の活用という点では充分ではないとの問題点が指摘されるようになった。つまり、知的財産は、企業が経済的価値を創出する源泉であり、継続的な超過利潤を確保できるものであるが、これに法的保護を与えるだけでは直接的に経済的インパクトを与えることができていないのも事実である。そこで、わが国の知的財産政策は、保護だけでなく活用の側面にも着目した政策を行うようになった。その結果、知財の専門家である弁理士の社会的役割についても知的財産の権利化支援だけでなく、知的財産の活用を支援する役割を期待されるようになったのである。

このような弁理士の社会的役割の変化要請に対応して業務拡大をめざして設置されたのが、知的財産価値評価推進センターであります。

２．知的財産価値評価推進センターの目的と組織

知的財産価値評価推進センター（以下、「価値評価推進センター」いう）は日本弁理士会の付属機関として平成１７年度に設立されました。従って、本２３年度で７年目（準備委員会を含めると 10 年目）になります。

価値評価推進センターは、弁理士が関与する知的財産の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、弁理士による価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産の活用に寄与することを目的とする（会則第１５０条の２第１項）ものであります。

この目的は、知的財産の価値評価に長けた人材の育成を図りつつ、これまで研究を重ねてきた個別的な知的財産の価値評価のみならず、群としての知的財産の包括的な価値評価や知的資産の価値評価につ

いても研究を行い、更に知的財産や知的資産の価値評価に関する多様なニーズに対応していくことで実現しております。

その組織は、会則、会令に副って、当価値評価センター全体の運営方針や全体の推進や調整等を行う正副センター長（１７名）と、正副センター長・事業部長合同会議で定められた具体的事業活動を実行する４事業部（総務部、第１事業部、第２事業部、第３事業部、特別部）とからなり、各事業部には所属する事業部長と運営委員（総員 77 名）が配属されるという組織体制になっています。

３．知的財産価値評価推進センターの活動

価値評価推進センターでは、前記組織体制の下で次のような活動を行っております。

（１） 正副センター長会議では、執行部からの諮問・委嘱事項の実行を図るための基本方針を決定し、日本弁理士会に対する裁判所からの鑑定評価人の推薦依頼に対してその人選に携っていると共に、経済産業省が提唱する知的資産経営 WEEK に参加して日本弁理士会主催の知的資産フォーラムの企画・開催を行っております。

本年度は、知財価値評価の領域拡大についての調査・検討と、知財価値評価とビジネスの関わりについての調査・検討を行っております。また、本年度の知的資産フォーラム は、知的資産経営の推進と東日本大震災の復興支援を目指して、１１月２２日に、仙台で「まけるな東北」の演題で盛大に開催されました。

（２） 正副センター長・部長合同会議では、当センターの事業運営の具体的な進め方、調整、協議、事業に関しての審議・分担等を行っております。

（３） 総務部では、当センター活動に必要な規則の整備、評価人候補者の募集・登録簿の整備、広報活動、渉外活動等を行っています。

（４） 第１事業部では、知的財産の目的に応じた価値評価手法と、知財価値評価とビジネスの関わり合いについての調査・検討を行っています。

昨年これまでの研究成果をまとめた冊子「弁理士による知的財産価値評価のための手引き」を刊行して、会員に配布しましたが、本年度はその内容を更にブラッシュアップすることと、当該手引書の使い方が実務上使い易いものにすべく研究・検討をするとともに、その活用を図るための普及活動をしています。

（５） 第２事業部は、知的財産価値評価業務に関連する情報の収集（商用データーベースや参考書籍の利用環境の整備）、外国の知財価値評価の視察交流、知財価値評価のニーズ調査などを行っています。

（６） 第３事業部は、評価人候補者を主たる対象とした継続研修を１９回計３０時間を企画・実施しています。その他、会員に対する価値評価業務に関する研修の企画・実行も行っています。

（７） 特別部では、本年度は次のような活動テーマを行っています。

尚、本年度から、流通・流動化委員会が合併して、その業務内容を継承することになりました。

① ライセンス仲介や知財取引市場（オークション）開設準備などを行う流通・流動化事務局構想の実現を検討と、会員向け発表・啓発の企画・実行

② 知財融資のビジネスモデル構築のための調査及び研究

③ 知財の棚卸しのためのサポートツールの企画・立案・作成

④ 知財の資金化ルートの構築についての調査及び研究

４．弁理士のキャリアアップのために！

グローバル化の進展するなかで日本の産業競争力を高める企業経営として､大企業だけでなく中小企業も含めて知的資産（財産）経営が求められております。このような知的資産（財産）経営において知的財産（群）の有効活用を展開していく場合に於いては、知的財産の事業に与える影響力「知財力」、事業競争力に与える影響力「相対的知財力」の評価が必須となります。このような知財の定性価値評価は、知財専門家である弁理士の関与が不可欠であると思われます。

このような経営環境の変化に伴い､知的財産価値評価の二ーズは､これまでになく高まっております。例えば、定性評価としては、知的資産（財産）経営における知財力評価、知的財産による事業競争力評価（相対的知財力評価)、事業化適合性評価、企業内の知的財産の棚卸評価といったニーズがあります。また、定量評価としては、知的財産の譲渡や一般承継の際の価値評価、知的財産のライセンスやアライアンスの際の知的財産の価値評価、侵害訴訟の損害賠償額や職務発明の相当の対価の算定評価、M&Ａの際の知的財産価値評価、知的財産の担保融資や投資の際の価値評価、知的財産の税務評価、移転価格税制における知財の価値評価などのニーズがあります。このように社会の広範な産業活動の局面に亘って知的財産価値評価の二ーズが顕在的、潜在的に存在しており、それぞれの局面に応じて知的財産の定量評価手法や定性的評価手法が必要とされております。

従ってこれからの弁理士は、知的財産の権利化業務だけでなく、上記のような多様なニーズにこたえられるように知的財産の価値評価能力を身に付けて、知的財産活用にも寄与できるようになることが期待されております。これは弁理士にとっては業務拡大と業務の質の向上に通じるものでありますので、皆様も知財価値評価業務に関心をもって評価人登録をするなどしてキャリアアップに努めていただきたいと思っております。

以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

平成２３年度広報センターの活動報告

広報センター委員

越場　洋

私が同友会の推薦を受け、広報センターの運営委員になってから二期目になる。弁理士や弁理士会の広報を一手に担う広報センターの活動を紹介する。

本年度の広報センターは、「知的財産を知ってもらう」「弁理士を知ってもらう」「弁理士へのアクセスを知ってもらう」という３つの柱に沿って活動している。それぞれの柱の目的に合わせ、具体的にどのような活動がなされたかを紹介していく。

1. 知的財産を知ってもらう

我々弁理士が思うほど、知的財産のことはよく知られてはいない。「特許」や「商標」などの言葉は知っていても、その中身を正確に理解しているのは業界関係者くらいである。そこで、広報センターでは、中小企業や個人事業者に知的財産の存在及びその概要を知ってもらうための活動を行なっている。

(1) 会長、副会長のインタビュー

会長や副会長がインタビューまたは対談形式で知的財産制度やその重要性について語り、その内容を記事にするという広告を雑誌等に何本か打った。ところが、出版社や広告代理店がインタビュー内容を記事に起してきた原稿には、用語の不正確・不統一が多数見られた。やはり業界外の人間には知的財産は十分には理解されていないことがよくわかった。その原稿の修正作業を、第一事業部で行った。これはどこまで修正するかの判断も難しく、骨の折れる作業であった。

(2) 意匠委員会とのコラボレーション

昨年度からの第一事業部の目玉事業のひとつに、意匠委員会の企画である『意匠底力キャンペーン』でのコラボレーションがある。意匠委員会の委員２名に広報センターを兼任してもらい、意匠登録出願の減少対策として意匠権の周知及び出願の重要性をアピールを図っている。昨年度はキャンペーンロゴが入ったクリアファイルが先生方のお手元にも届いたことと思う。

本年度は、意匠権の活用方法をまとめた下敷き様のカードを作成することとした。文面、デザイン、図面の利用許諾などは意匠委員会に行ってもらい、広報センターでは最終製品への仕上げを行った。製作業者への見積りはもちろん、素材となる紙の種類やコーティング方法の選択を、実際に耐水性試験などを実施して決定した。最終的に、１０年間継続して使用できる素材を選択した。クライアントへの説明の際に使用していただく目的であるので、是非日々の業務で活用していただきたい。

2. 弁理士の存在を知ってもらう

これまでの広報活動は、弁理士会の存在を知ってもらうことに重きを置いていた。知的財産の相談にはまず弁理士会を頼ってほしいとの考えがあったものと推察する。しかし、今年度からは、新会長の意向により、「弁理士そのもの」を知ってもらうことに重きを置くこととなった。

(1) ノベルティのボールペン作成

例年行なっているノベルティの作成を、本年度も行った。過去に様々なノベルティを試したとのことだが、ボールペンが一番使いやすく、長持ちするという経験から、今回もボールペンを選択した。記者会見で記者に配布されるなどの用途に供される予定である。

(2) 弁理士の雑誌広告

「知的財産の相談は専門家である弁理士へ」という内容で雑誌広告を打った。会長の対談記事も併せて掲載し、弁理士を紹介する機会とすることができた。

3. 弁理士へのアクセスを知ってもらう

案件の受任だけでなく、知的財産に関する疑問・相談はすべて弁理士にぶつけてほしい。広報センタ

ーでは、弁理士へのアクセスの周知にも努めている。

(1) 駅看板広告の廃止

昨年まで虎ノ門駅改札前に設置されていた弁理士会の駅看板広告がなくなっていることにお気づきだろうか。無料相談会への参加者にアンケートをとったところ、駅看板広告を見たことがあるとの回答は、百余件の回答中、わずか数件であった。ほとんどが「インターネット」または「ホームページ」で情報収集している事実が把握されたため、駅看板広告を廃止し、代わりに弁理士会ホームページの改善を行うことにした。具体的内容は現在検討中であるが、SEO対策を強化する、有名人が出演する動画広告を作成する、などの案が挙がっている。

(2) 展示パネルの作成

弁理士の業務内容や弁理士への依頼のポイントを図示した展示パネルを作成した。支援センターや各支部などでセミナーや展示会出展の際に、弁理士や弁理士会の紹介として使用してもらうことを目的としている。先生方が所属する委員会や支部でイベントを行う際には是非活用していただきたい。(事務所単位での申し込みは受け付けていません。)

4. 最後に

昨年、日本は未曾有の大震災を経験した。東北の工業・産業拠点が受けた被害は記すに余りある。弁理士及び弁理士会としても復興に最大の助力をすべきであることは論を待たないところであるが、その方法を具体的に検討してみると、弁理士（会）ができる協力は、ある程度の復興が進んだ段階からであることがわかってくる。広報センターでは、被災地に向けて、審査請求期間延長の周知や緊急相談窓口設置の告知を行った。今後も様々な方法で日本の復興を後押ししていく所存である。

以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

特許委員会

第６部会特許委員

田辺　恵

今年度は、特許委員会第６部会に所属させていただいた。

この部会は、本年５月３１日付で可決・成立し、平成２４年４月１日より施行される「特許法等の一部を改正する法律」の検討と、改正特許法案および省令案に対する提言、そして改正特許法について日本弁理士会会員への周知を行うための組織である。

今般の改正特許法の内容については、既に、特許庁や日本弁理士会からも周知されているところであり、詳細については、特許庁発行の『平成２３年度特許法等改正説明会テキスト　平成２３年特許法等の一部を改正する法律について』や、日本弁理士会研修所主催の継続研修に委ねるが、以下に主な改正点を整理してみる。

第一に権利者、実施権者の手続に関する主な事項として、所謂、通常実施権等の当然対抗規定（改正特許法第９９条第１項)、所謂、冒認出願に係る特許権移転請求規定（改正特許法第７４条第１項）が挙げられる。

通常実施権等の当然対抗の規定により、特許庁に通常実施権を登録せずとも、通常実施権者は、特許権移転後の新たな特許権者に対して自己の通常実施権を主張することができるようになる。また、冒認出願に係る特許権移転請求規定により、共同出願違反、冒認出願の場合に真の特許を受ける権利を有する者から、特許権者に対する全部又は一部の特許権移転請求ができることとなる。これらの規定は権利者、実施権者保護の趣旨から規定されたものといわれているが、裁判における事実関係の立証等、今後の動向や運用は未知の状態であり今後、注目すべきところである。

第二に紛争解決に関する主な事項として、所謂、審決取消訴訟後の訂正審判請求の禁止（改正特許法第１２６条)、所謂、再審の訴えにおける主張の制限（改正特許法第１０４条の４)、所謂、延長登録無効の抗弁（改正特許法第１０４条の３)、所謂、無効審判確定審決後の第三者効の廃止、審決の確定の範囲に係る規定の整備が挙げられる。

これらの規定中、特に、審決取消訴訟後の訂正審判請求が禁止されたことに伴い、審決予告と審決予告後の訂正請求の規定が追加された。この改正により、我々弁理士は今後の審決取消訴訟と無効審判の進行がこれまでと変わることになる点に留意したい。

第三に、手続の利便性向上に関する主な事項として、所謂、新規性喪失の例外の適用範囲の拡大、料金の値下げ、期間徒過の場合の救済の拡大が挙げられる。

尚、平成２３年１２月２日付で「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備および経過措置に関する政令」が公布された。

以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

意匠委員会

～部分意匠の類否研究手法～

第２意匠委員会　副委員長

仁科　勝史

１．新しい委員会構成

本年度より実務系委員会は、第 1 委員会と第 2 委員会の２つの委員会で構成されることになった。意匠委員会も実務系委員会であるので、第 1 意匠委員会と第 2 意匠委員会とが発足した。第 1 委員会は、「政策提言と対外的な折衝を担当し、知財経験が 10 年以上あるものを委員とする」とされている。他方、第 2 委員会は、「審査基準や判例などの研究と啓蒙活動を担当する」とされている。

２．第 2 意匠委員会

私は、第 2 意匠委員会に所属している。弁理士登録後 36 年を経過しているが。第 2 意匠委員会は、次の５つの諮問事項のもとに活動を行っている。

（１）．意匠法改正要望事項の抽出及び検討
（２）．意匠審査基準の改定の検討
（３）．意匠出願の活性化の具体的方策
（４）．日本の意匠制度のあるべき姿の提言
　　（ヘーグ条約への加盟の可否に等も含む）
（５）．「部分意匠」に関する調査及び研究

従ってというべきか、第 2 意匠委員会も、５つの部会に分かれている。私は第 2 意匠委員会第 1 部会に属している。主として諮問事項（５）の「部分意匠」に関する調査及び研究を担当している。

３．第 2 意匠委員会第 1 部会

ずいぶん複雑に細分化されたものである。意匠委員会の全貌を報告することは無理である。そこで私が属する第 2 意匠委員会第 1 部会の調査研究の実態を報告することで、意匠委員会報告としたい。

第 1 部会では部分意匠の中でも「画像を有する携帯電話」と「包装容器」を意匠に係る物品とする２つの分野が選ばれた。その中で部分意匠の類否について調査研究を行おうということになった。ここでは「携帯電話」の部分意匠について話を絞ることにする。

４．調査方法

従来、部分意匠として登録された画像を含む携帯電話の類否について調査研究しようとすると高額な市販ソフトの利用が必要であった。しかし、今年になって特許電子図書館の意匠検索の改善により、そのような市販ソフトを用いずとも可能であることが判明した。

先ずは、調査方法について説明しよう

特許電子図書館の意匠検索で日本意匠分類・Ｄターム検索を次のように行う。

第１に、意匠に係る物品を携帯電話の属する分類に限定する。具体的には分類コードＨ７４３？に限定する。ここだけは実際に文字として記載する必要が有る。

第２に、検索条件指定画面で部分意匠に限定する。単にこの項目をチェックするのみである。

第 3 に、関連意匠を有する本意匠の登録意匠に限定する。ここも単に「本意匠ー関連」と表示されている項目をチェックするのみである。

第４に、画像を含む登録意匠に限定する。ここも単にこの項目をチェックするのみである。

このようにして検索を行う。ヒット件数を表示するので、リストをとる。そうすると検索結果をサムネイル表示する。何もしなければ図あり表示がデフォルトであるためサムネイル表示となる。

５．類否研究

サムネイル表示された登録意匠は、関連意匠を有する本意匠に関する登録意匠である。上記第 3 の条件指定による結果である。表示された登録意匠は、すべて非類似であると判断された登録意匠である。ここに関連意匠は表示されていないからである。

この中から全体形態が近似するもの、部分形態が近似するものを選び出す。このことにより画像を有する携帯電話意匠における類否において、全体形態や部分形態がどの程度相違すると、非類似となるかを知ることが可能となる。

その後、表示されている登録意匠は、関連意匠を有するので、その登録意匠をチェックすると、本意匠である登録意匠と関連意匠を並列して表示してくれる。これでどの程度の相違で類似とされるかを知ることも可能となるのである。

６．委員会での報告

このようにして行った部分意匠の類否に関する調査研究は、第 2 意匠委員会報告の１つとされる。将来的にはパテント誌にも記載されるであろう。報告に際しては、フォームの作成など面倒な作業も残っているが、第２意匠委員会第１部会は以上のような活動を行っているのである。

弁理士同友会の会員各位においては、審判請求や意見書作成などにあたり部分意匠の類否が気になったならば、是非とも上記方法を活用してみてはどうであろうか。

以上

平成２３年度日本弁理士会　会務報告

商標委員会

第２商標委員会　副委員長

恒川　圭志

本年度の商標委員会について概要を報告します。年度末まではまだ３ヶ月強を余し、現在、まとめや答申の作成を進めている状況ですので、まとまった内容を報告できる段階ではありません。委員会でどのような議論・検討が行われているかをお知らせすることしかできません。詳細な内容はパテント誌などをご覧頂きたいと思います。

商標委員会は、第１委員会および第２委員会で構成されており、私は後者に所属しています。

第１委員会は、政策関係や関係省庁団体との折衝などの諮問事項を受けています。

第２委員会は、以下の諮問事項、委嘱事項を受けています。

［諮問事項］

1.日本の商標制度のあるべき姿に関する提言

2.新商標及びその導入に関する調査及び研究

3.コンセント制度(又はディスクレーム制度)の導入に関する調査及び研究

4.審判制度の調査及び研究(口頭審理の適正運用ほか)

［委嘱事項］

1. 商標法及びその運用に関する改正事項等についての会員への周知

2. 商標法に関する研修所及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力

3. 外国商標制度の調査・研究・紹介

4. 最近の商標に関する重要審決・判決の紹介

5. 商標に関するパブリックコメントへの対応

6. 特許庁や日本知的財産協会等との意見交換会の開催

7. 産業構造審議会や財団法人知的財産研究所等の専門委員会への委員の派遣

8. 地域ブランド及び小売等役務商標に関する相談窓口等への相談員の派遣

9. 地域知財活動本部の企画する地域知財活動事業への協力

10. 社団法人日本知財学会主催の第９回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表の実行

11. 社団法人日本知財学会主催の第１０回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表内容の準備及び発表の申し込み

12. ３極商標庁会合への協力

13. 商標に関する国際会議への参加・情報収集・会員への周知

14. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データベース担当フォルダの内容の充実と更新

15. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

また、第２委員会には、第１小委員会～第３小委員会が設けられており、第１小委員会が諮問事項２を、第２小委員会が諮問事項３を、第３小委員会が諮問事項４を、それぞれ担当しています。

私が所属する第１小委員会では、諮問事項２「新商標の及びその導入に関する調査及び研究」の他に、「音楽グループ名商標の識別力の検討」を行っています。

「新商標」は、パテント誌の過去の委員会報告や特許庁ＨＰに掲載されている産業構造審議会の報告書などでご存じの方も多いと思います。現在、特許庁において、「新しいタイプの商標」すなわち“音の商標”、“輪郭のない色彩の商標”、“動く商標”、“ホログラムの商標”、“位置商標”の導入が検討されています。これらの商標は、現行法の商標の定義「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」には含まれず、日本では登録が認められていません。しかし、欧米では大雑把に言えば識別力を有していれば足りるとする法制で、上記のような商標も登録が認められています。また、アジア太平洋地域においても新商標を保護対象とする国は増えつつあります。そのため、国際ハーモの観点からも、日本でも登録を認めることの必要性が検討されてきました。なお、「新しいタイプの商標」としては、上記のものの他に「香り」、「味」、「触覚」等がありますが、これらは「海外においても登録例が少なく、そもそも商標として機能するのか疑問」との見解が示され、今回の「新商標」の検討対象から外れています。

平成２０、２１年度委員会では「新商標の定義に関する調査及び研究」、平成２２年度委員会では「新商標及びその導入に関する調査及び研究」が行われ、答申が出されています。弁理士会電子フォーラムの「答申書・報告書」に収録されていますので、興味のある方はご覧下さい。

本年度も昨年度に引き続き「新商標及びその導入に関する調査及び研究」を行っておりますが、具体的には、特許庁のワーキンググループから示された「識別性の考え方」、「類否の考え方」、「公益的不当録事由」、「他法域との調整」等について、その取扱いの適否や、どのようにあるべきかといった討議を行っています。尤も、「音」の商標一つとっても、どのような音に対して登録を認めるべきか、類否判断はどうするのか、歌詞や映像と結合した場合の取扱いはどうなるのか等、容易に結論が出ません。また、そもそも「新商標を認める必要性があるのか」「何を保護しようとしているのか」といった「そもそも論」すら、片付いていないのです。

あと３ヶ月でどこまで議論ができるのか判りませんが、年度末に答申を出すべく進めておりますので、その公表をお待ち戴きたいと思います。

また、「音楽グループ名」については、例えば、著名なグループがレコード、ＣＤなどを指定商品として出願した場合に、「商品の内容・品質を表示するものに過ぎない」として拒絶されるケースと、反対に「識別力あり」として登録されるケースとがありますが、それらの取扱いを国内外を含めて調査し、判断の適否を検討しています。音楽グループが自己の名称について商標登録を受けようとするのに対し、これを認めないことの実益が理解できません。何十件かの審決を比較してみても、取扱いに余り統一性がなさそうに思われますが、少なくとも、法的にみて、現状はどうなのか、どのような取扱いが望ましいと考えられるかについて、とりまとめ、公表する予定です。ＣＤ等を指定商品とする音楽グループ名の出願数は多くありませんので、直接的にはマイナーな検討ですが、題号なども同様な考え方が適用されますので、実務上の何らかの参考になるものと思います。

以上

三役奮闘記（総務）

平成２３年度総務担当副幹事長

石川　憲

平成２３年総務を担当させて頂いておりました石川です。　会計を２年連続で務めた関係上、３役として執行部入りしてから早いもので３年も経ちましたが、年のせいかあっという間にもう３年かという気分です。

今年は、総務担当ということで、主に事務連絡や会議の手配を中心としつつも、幹事長の補佐という役目を果たそうと努めてまいりました。同友会のイベントの全てとはいきませんでしたが殆どの行事に参加し、先輩方から「御苦労さん」の一言を頂き、顔見知りも増えました。また、一通り会務を眺めることができ、良い経験をさせて頂いたと思っております。

ここらで、少し会務活動は休憩したいなと思っていましたが、方々からプレッシャーがかかり外堀を埋められ、平成２４年は幹事長を拝命することになりました。ついに、ここまで来たかという感がありますと同時に、来年は会長選挙年ということで今までとは違った緊張感を今から感じております。

私は、同友会に入会し、といっても入会届を出した記憶がないのですが、３年目には、組織担当副幹事長を、５年目には研修担当副幹事長を拝命して、執行部で活動し、後は、上記したように３年前から会計と総務を担当しました。組織や研修を担当していたころは、同友会の活動自体が明確には見えておりませんでしたので、面倒な役を仰せつかったなとしか思いませんでしたが、会計担当となった２年間が同友会にとって重要な判断を迫られた年であったせいもあり、組織全体のつくりが分かったのもこの２年間でありました。

３年間に亘って、全部とは言わないまでも殆どの行事に参加したこともあり、諸先輩方や若い先生方とも顔見知りになることができました。こうなるまでは、同友会のイベントに参加しても顔見知りが少なく、参加してもつまらないなあ等と思っていたこともありましたが、知り合いが増えましたので今では同友会のイベントに積極的に参加するようになりました。

このような経験を踏まえ、できるかどうかは別として、来年は、知り合いのいない方でも参加しやすく、顔見知りを作ることができるようなイベントを開催することができないかと考えております。このようなイベントを通じて多くの会員同士の繋がりを強くし、活気ある会にしていけたらいいなと勝手ながら期待しております。

最後になりますが、来年は、片づけなければならない問題も多く、会員の皆様にはご協力をお願い申し上げることも多々あることと存じますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上

三役奮闘記（会計）

平成２３年度会計担当副幹事長

本田　淳

この不況下、会費を払って頂いた同友会会員の先生方には深く感謝申し上げます。お一人ずつにお礼状を出すことまではできませんでしたが、お支払い頂いた履歴はしっかり通帳に記録されてございます。遠方だったりご多忙だったりで最近はお見かけしない先生でも、きちんと会費を支払ってくださる心意気に感激しております。会計を担当して初めて分かったことでした。任意団体の会費であるから、払ってくださいとは言いづらいよ、と歴代の会計担当の方から話を聞きましたが、ＡＴＭで通帳記入をしたときに会費の振込があるとうれしかったです。

同友会の通帳としましては、お金が余っていくわけではなく、結局年始と年末で同じぐらいであり、どちらかというと少し下がっており、大きなイベントや選挙では特別寄付を頂いてなんとか成り立っているような状況です。同友会の先生方は、同友会の活動にボランティアでよくがんばっていらっしゃるな、という印象です。

選挙がない年の会計でしたが、毎週かならず何らかの支出と振込があり、帰りの駅に降り立つと銀行のＡＴＭに通う一年でした。組織、福利厚生、研修、広報の各委員会はたいへん精力的でした。とくに組織委員会は毎月、イベントを運営されており、また福利厚生委員会も夏（震災で春ではなく）と冬の計２回も受章祝賀会を企画して頂きました。組織や福利厚生の副幹事長は大変だろうな、会計はまだ楽だろうな、と思いながら会計の仕事を始めましたが、やはり組織と福利厚生の副幹事長は実にきめ細かくイベントを運営されているな、と感じる一年でした。イベント上手です。受験時代は、弁理士になるといろいろイベントがあるとは知らず、今は日々流されております。

最初は、会計のことでわからないことは総務の石川先生（会計の元プロ）に質問できるからありがたいと思い、簿記でも勉強しないといけないのかなと思って簿記の本を買ってみたりしましたが、簿記の本は読まないまま一年経ちました。石川総務が会計時代に作成された収支管理表のエクセルがたいへん便利で、日々打込んでいくことで一年過ぎました。

自分のことを振り返ってみますと、若手と言われることも多いですが３６歳になりました。弁理士に合格して同友会に入って６年が過ぎました。弁理士業界のことは何も知らない若手とばかり思っていましたが、４０歳も近くなってきたのにまだ若手でいいのかな、でもまだ知らなくてわからないことも多いな、と自分の立ち位置がよくわからないまま日々が過ぎます。同世代の弁理士がだんだん各事務所で偉くなっていきます。でもやはり同友会の集まりに出てみるとまだ若手だなと思ったり、日々やることはいろいろありますし、でも６年前と比べると夜は早く寝たくなるな、２０代の頃とは違うな、となんだかすっきりしない日々です。そういう年頃なのかもしれません。６年前の「同友会だより」と見比べ

ると、同年代の先生もずいぶん顔が大人の顔になってきたなと感じます。弁理士同友会の先生方は基本的に親切であり、日々たくさんのことを教えてくださると感じます。

この原稿を書くにあたり、過去の「同友会だより」を読み返しました。先生方なかなかおもしろくて考えさせられることを執筆されています。もっと「同友会だより」を読む機会があると良いなと思います。

会費のお支払い、どうぞお待ちしております。

叙勲受章者の声

旭日小綬章を受章して

平成２３年度旭日小綬章受章

小池　晃

弁理士同友会の皆様には、平素から何かと御指導及び御支援を賜りありがとうございます。

さて、今般私儀、今秋の叙勲褒章にあたり、図らずも旭日小綬章を拝受いたしました。これも、ひとえに弁理士同友会を中心とする弁理士会の皆様をはじめ特許庁・経済産業省の皆様の御力添えの賜であり、心より感謝の意を表します。また、今回の受章は私個人の受章というよりも、知的財産業界において弁理士業務の実績を評価戴いたものであり、たまたま弁理士会を代表した一人として私の名前が出ていますが、実質的には弁理士会や弁理士同友会会員弁理士が表彰されたものであると感じております。

ところで、私の弁理士生活を振り返ってみますと、東京オリンピックが開催された昭和 39 年に私は弁理士試験に合格し、弁理士の登録を致しました。既に 47 年間に亘る社会生活の全てを、特許業界というか知的財産の業界で過し、今日に至っております。

私の弁理士としてのスタートは恩師で弁理士・弁護士、法学博士であられた、光石士郎先生の当時銀座二丁目にあった光石法律特許事務所に在職所属させて戴きましたことに始まります。事務所勤務に併せて、法学部出身であった私は、理系大学に入学し、二部での研鑽を積みながら将来への力の蓄積を心掛けた生活に没頭致しておりました。また、当時の私の担当分野は、国内・外の特許出願が担当であり、多くはヨーロッパやカナダ、アメリカ向けの出願であり、また特許訴訟の分野は事務所の性格上（法律事務所）特許及び商標等の工業所権全般に及ぶものでした。

このことは、新人弁理士としては、又とない勉学のチャンスを与えて戴いたものであり、楽しくやりがいのある毎日を過ごすことができました。また、当時の外国出願手続はパリ条約や相互保護条約の下で展開されていましたので優先権関係書類についてはイギリスやアメリカ等では大使館での宣誓認証やカナダや韓国等では中間処理関係でも宣誓が必要であり、各国の大使館巡り等も今となっては懐かしく楽しい思い出の一つとなっております。

また、私自身は光石法律特許事務所での足掛け 8 年間の勤務時代は、まさに実務を磨き上げる実務研修生活に没頭致し、8 年間の勤務後、昭和 47 年に新橋の駅前に小池特許事務所を独立開設致しました。これまでの 8 年間は、諸先輩や周囲の方々の御配慮もいただき、実務一辺倒の生活体制を送っており、弁理士会会務への参加は全く行うことができず、せいぜい当時の桜門弁理士クラブ（現同友会）の活動の末席に加わらせていただく程度でしたが、その折弁理士制度の一端を勉強させていただきました。当時の私の立場は勤務弁理士という立場では、各事務所の方針等もそれぞれあり、何分会務活動への参加

は難しく、従って、会やクラブにとってはあまり好ましい会員とは言えないような立場にあったと思います。

しかし、自分の事務所を上述の通り開設した昭和 47 年後は、弁理士会委員会やクラブの委員会活動には、現在に至るまで毎年欠かさず参加させていただいております。

このような、弁理士会やクラブの活動を通して知得した情報知識は私のその後の弁理士活動を支える宝物となっております。

いずれにしても、弁理士になりたての若いころは、徹底的に実務に取り組み、独立開業後は弁理士会の委員会や、やがて数々の役員等もやらせて戴き、更に会務運営の実践の場で、人事や政策問題をじっくりと学ばせて戴いたことが、その後の私の弁理士としての基礎を創り上げていただいたものだと思っております。

この間には弁理士会で開催された各種の行事やクラブ内やクラブ間で主催されたイベントを通じての人的交流の機会も沢山あり、必然的に会全体の多くの人々との交流を重ねることが出来たのです。

私は、こういった恩師や沢山の先輩の方々、そして同期仲間や同僚、後輩等との交流を重ねることにより、弁理士業のなんたるかという基本理念、弁理士制度の歴史、等々を知財専門家として育てて戴き、今日に至ることが出来ました。

このことは人を基本とした支えあいを前提としつつ、自分の一生を何とか世のために人のために役立つような人生としたい。そのためには未熟な自分を常にブラッシュ・アップしていきたいという気持ちを持ち続けるようになったのは、弁理士会及び知的財産業界にどっぷりと浸かることにより得られたものであったのだと思っております。私もようやく 70 歳の古希を迎えることが出来ました。

微力ですが、これからも何とか皆様のお役に立てるように頑張っていきたいと考えております。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。最後となりましたが、弁理士同友会の益々の御発展と皆様の御多幸を願っております。

以上

褒章受章者の声

黄綬褒章を受章して

平成２３年度黄綬褒章受章

廣江　武典

黄綬褒章受章の記事が地元の新聞に掲載されると、学生時代の同級生、クライアント、友人達などから「お祝いの会を」という声が多く寄せられました。

ロータリークラブや弁理士同友会、弁理士同期の五三会、異業種交流会など手早く祝賀会を開いてくれたグループもありましたが、だんだんスケジュールの調整が困難になってきました。このため一本化して合同祝賀会をと言う意見が出て、8 人の発起人に集まって頂き、去る 11 月 19 日に受章祝賀会が開催されました。

発起人の方々は、各界を代表して以下の皆様に引き受けて頂けました。

代表	岐阜大学産官学融合本部長	教授 工学博士	森本　博昭
	参議院議員		藤井　孝男
	笠松町町長		広江　正明
	岐阜プラスチック工業株式会社	代表取締役	大松　利幸
	ＶＲテクノ株式会社	代表取締役	豊田　良則
	岐阜商工会議所	常務理事	齊藤　博之
	岐阜市立女子短期大学	教授 工学博士	野田　隆弘
	日本弁理士会平成 22 年度副会長	弁理士	松浦　喜多男

森本教授は私が現在客員教授を務めている岐阜大学の上司で、祝賀会のスピーチでは、私が担当している学生向けの講義と社会人向けのセミナーの様子について紹介していただきました。

参議院議員（元運輸大臣）の藤井孝男さんは、彼が国会議員になる前からの友人で、30 年以上の付き合いがあり、スピーチではお互い若かった３０才台の頃の大志を抱いて語りあった思い出や、柳ヶ瀬で夜も活躍していた頃のエピソードなどを語ってくれました。

笠松町町長の広江さんは、中学のクラスメイトで机を並べて学んだ友人です。同じクラスに同姓が 2 人いたのでよく間違われた事をどちらが「いい方の広江」だったかと言うエピソードと共に思い出話を話してくれました。

岐阜プラスチック工業㈱の大松社長はクライアント代表として、彼の父である先代社長の時代から顧問として関与している経緯について感謝をもって述べられました。

VR テクノセンター㈱の豊田良則さんは岐阜北高時代の同級生です。彼は岐阜県庁商工労働部長、(財)岐阜県経済産業振興センター理事長を務めるなど、岐阜県の産業振興に大活躍している友人です。

また、岐阜商工会議所の齊藤常務理事も岐阜北高時代の同級生で、彼もまた岐阜県下の経済界、産業界を支え、大活躍している友人です。

岐阜市立女子短期大学の野田教授は、岐阜大学工学部での同級生で、彼が工業技術センターに勤務していた時代からずっとお世話になっていました。

平成２２年度日本弁理士会副会長の松浦先生は、私と弁理士試験合格の同期生であり、合格直後からずっと仕事やゴルフでお付き合い頂いている弁理士仲間の友人です。スピーチでは、受章に至った弁理士会での委員会活動や弁理士会から推薦頂いた経緯について話して頂きました。

このように各界から 8 人の発起人の方々に集まって頂き、無事祝賀会を終える事が出来ました。

祝賀会には、米国、英国、ドイツ、インド、中国、韓国からも友人弁理士たちが参加してくれました。

とりわけ、2010-2011 年 AIPLA(米国知的財産法協会)会長の David Hill さんが米国から参加して頂いたのは、特に嬉しかった。彼とは、1990 年以来からの知り合いで、当時彼は米国の大手法律特許事務所東京駐在員として、日本に滞在しており、AIPPI 日本部会の依頼で、「英語で学ぶ米国特許法」と言う 10 回シリーズのセミナーを開いていました。私は、毎週岐阜からこれに出席し、英語力のスキルアップに力を注いでいました。この時の学習が後に多くの海外での国際会議へ参加する時の自信へとつながりました。留学経験や海外滞在経験の無い私にとって David Hill さんは英語と米国特許法の先生として本当にお世話になった方です。最近は AIPLA, INTA,AIPPI などの国際会議でよくお目にかかり、友人としてお付き合い頂いています。

祝賀会演台

祝賀会全景

発起人の皆さんと

AIPLA 会長 David Hill 氏、
韓国弁理士 E.M.Hwang 氏と

韓国から出席して頂いた E.M.Hwang 韓国弁理士も大事な海外の友人の１人です。彼とは 1987 年の日韓弁理士交流会で知り合ってから、共に海外の国際会議に出席した回数は 30 回以上に及び、まさに同志とも言うべき友人です。

このように多くの友人、クライアント、弁理士仲間に囲まれて祝賀会が開かれた事は、私の人生にとって最大の喜びであり、最高の思い出となりました。

椿山荘で行われた褒賞伝達式と、それに引き続き行われた皇居への参内も人生の一頁を飾る大きな行事でしたが、友人たちに囲まれた祝賀会もまた公式行事とは別の感激を私に与えてくれました。

このような良い経験を味わう事が出来たのも、弁理士として私のキャリアを支えて頂いた弁理士同友会の皆様のご支援のおかげと感謝の気持ちで一杯です。

特に私が日本弁理士会の委員会活動や経済産業省の委員として実績を積む事が出来たのも、全て弁理士同友会の推薦があったからこそです。平成１３年に特許庁長官表彰（現在の知財功労賞）を受賞できたのも、当時日本弁理士会長だった弁理士同友会の小池晃先生の推薦を頂いたからだと思います。

今後はこの感激を忘れる事無く、励みとして若い弁理士の先生方、とりわけ弁理士同友会の先生方が活躍できる様、微力ながら全力をつくしたいと思います。

以上

地域活動報告

同友会北海道支部の活動

平成２３年度弁理士同友会北海道委員会委員長

石埜　正穂

同友会北海道支部は、中村直樹先生が 20 年近く支部長を務められてきましたが、中村先生が日本弁理士会の北海道支部長になられたこと等を契機に、平成 21 年度から支部長を引き継いでおります。支部長とは申しましても、年に１度、秋ごろに北海道研修会開催のお手伝いをする程度のお役目で、北海道担当副幹事長と相談しながら期日やテーマを決めたり地元会員に出欠等に関する連絡をとったりしています。同友会は数ある会派の中で唯一北海道研修を行っているとのことですが、この研修会はとても人気があり、会外のメンバーや、弁理士試験に合格したばかりの方も含め、北海道在住弁理士の絶対数が少ない中（約 30 名？）、毎回相当数の参加があります（東京から出席の方を含めると平成 21 年は 12 名、平成 22 年は 17 名名、平成 23 年は 15 名の参加がありました）。毎回の演者は地元ご出身ということもあって北海道の産業振興に熱い思いを持っておられる吉田芳春先生です。吉田先生のご講義は、百戦錬磨のご経験をふんだんに盛り込んだ内容で、いつも魅力にあふれており、支部会員の多くは毎回それを楽しみに参加、懇親会も大いに盛り上がります。過去 3 年間に行われた研修内容を下記に列挙します。本研修は北海道在住弁理士が集まる貴重な機会ともなっておりますので、今後も引き続き開催されていくことを願っています。

◎平成２１年１１月２１日（土）

テーマ「音響商標」

・商標権の音響商標への保護拡大が検討されていることを踏まえた内容

（この年はこれに加えて石埜から「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」の審査基準が改訂に関して概要説明を行いました）

◎平成２２年９月４日（土）

テーマ①「意匠審査官のつぶやき」

・意匠の審査実情について（物品の記載や図面表示での誤り、部分意匠の表示、類似範囲の変遷、関連意匠の活用等）

テーマ②「中小企業のオープンイノベーションの活用と限界」

・ビジネスを起点とする戦略、産学連携のあり方について

◎平成２３年１０月８日（土）

テーマ「産業財産権・営業秘密・契約を駆使した中小企業支援」

・中小企業の弱点につき、検討すべき具体的な戦略について

以上

地域活動報告

弁理士同友会東海委員会

平成２３年度弁理士同友会東海委員会担当副幹事長

佐藤　大輔

今年度の東海委員会の活動について報告します。

○第１回東海委員会（平成２３年７月８日）

東海委員会は、例年、２～３回開催していますが、今年は会長選挙の無い穏やかな年だったため、７月に１回のみ開催しました。東海委員会を開催する際には、同友会に所属する先生に、様々なトピックでの講演をお願いすることが恒例となっていますが、今年度は趣向を変えて、北京オリンピックの前から中国に移住し、現在も中国の特許事務所で活躍されている日本人弁理士の西内盛二先生を講師にお招きして、「中国実用新案制度対策及びその活用法」をテーマに講演をして頂きました。少人数での懇談的な講演でしたが、参加者から活発に質問が飛び交い、大変有意義な講演となりました。

○口述練習会（平成２３年１０月３日）

東海委員会では、東海地方に在住の口述試験受験生を対象に、口述試験の直前に口述練習会を開催しています。今年度は２２名の受験生が参加しました。今年度の口述練習会では、以下の先生方に講師、役員を務めていただきました。口述練習会の終了後、簡単な慰労会をもちました。

（敬称略）山本喜一、加藤圭一、佐久間卓見、助廣朱美、森岡智昭、加藤浩一、渡邉豊之、廣江政典、坂岡範穂、橋本哲、佐藤大輔

○合格祝賀会・忘年会（平成２３年１２月９日）

今年度弁理士試験の合格祝賀会を兼ねて、東海委員会の忘年会を開催しました。今年度弁理士試験の合格者１７名が参加しました。同友会執行部からは、東海委員会にも所属されている飯田幹事長に加えて、本田副幹事長、田辺副幹事長にも参加をしていただきました。飯田幹事長の挨拶、足立勉先生からの祝辞に加えて、飛び入りで岡田英彦先生からも挨拶を頂戴いたしました。最後は、山本喜一先生が音頭をとって、日本シリーズで熱戦を繰り広げた中日ドラゴンズとソフトバンクホークスの応援歌をみんなで合唱しました。

その後の二次会では、カフェに場所を移して、みんなで堂島ロールを食べながら、モンシュシュ商標事件について語り合いました。

○勉強会（毎月第１土曜）

東海委員会では、毎月、第１土曜の午前中に勉強会を開催しています。東海委員会には企業弁理士の方が多数所属されており、この勉強会は企業弁理士の方が中心となって開催しています。今年度の幹事は森岡智昭先生です。弁護士の先生も顧問として参加されています。今年度は「実務家のための知的財産権判例７０選　２０１０年度板」をテキストに使用し、参加者が持ち回りで講師を担当しました。今年度の勉強会では以下の先生方が講師をしてくださいました。

講師：　早川　雅也　先生
題材：　「蓄熱式床下暖房システム事件」

講師：　田林大介　先生
題材：　１.「発光ダイオードモジュールおよび発光ダイオード光源事件」（最判平２０．７．１０）
　　２.「ナイフの加工装置事件」（最判平２０．４．２４）
　　（判例７０選（２００９年度版）に掲載）

講師：　福田鉄男　先生
題材：　１．著作権事件「図表引用事件」東京地裁　平成２０年（ワ）３２１４８
　　２．特許侵害事件「中空ゴルフクラブ控訴事件」知財高裁　平成２１年（ネ）１００００６

講師：　稲葉民安　先生
題材：　「医療検査用細胞容器事件」

講師：　渡邉豊之　先生
題材：　１．「無鉛はんだ合金事件」
　　２．H23 改正の「審決の確定の範囲等に係る規定の整備」についての議論

講師：　澤田昌久　先生
題材：　１．「基板処理装置事件」
　　２．「レベルセンサ事件」

○東海支部活動の支援
　今年度の東海支部の活動には、以下の先生方が参加されています。
（敬称略）
　支部幹事　（愛知）高荒新一
　教育機関支援機構　（副機構長）山本喜一、（委員）助廣朱美
　法務委員会　（副委員長）松原等、（委員）三林大介
　知的財産制度推進委員会　（委員）恒川圭志
　総務委員会　（委員）下出隆史
　知的財産支援委員会　（委員）田林大介
　ＵＲ１０委員会　（委員）佐久間卓見
　人事問題検討委員会　（委員）太田直矢
　静岡県委員会　（副委員長）越川隆夫
　意匠商標委員会　（委員）田林大介
　外国特許実務委員会　（委員）渡邉豊之

○最後に、本年度の東海委員会の運営にあたり、東海委員長の加藤圭一先生、副委員長の佐久間卓見先生、助廣朱美先生をはじめ、多くの先生方にご尽力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

以上

【平成２３年度弁理士同友会会務活動報告】

組織委員会報告

平成２３年度　組織担当副幹事長　大橋　剛之

本年度の組織委員会の活動について下記の通りご報告させて頂きます。

１．　組織委員会の構成

担当副幹事長：大橋　剛之
委　員　長　：飯野　智史
委　　員　：岩田　克子、佐尾山和彦、笹野　拓馬、関原亜希子、渡部　　仁、
　　本田　文乃、越場　　洋、大坪　　勤、大野　　良

２．　職務

組織委員会は、弁理士同友会組織の拡充および活性化を目的として、立案、審議し、実行する。

３．　諮問事項

（１）　新規会員の入会勧誘とその組織化
（２）　近年入会の若手会員同士の交流
（３）　地方非会員に対する入会勧誘とその組織化
（４）　その他、組織の拡充および活性化施策の実行

４．　活動方針

４月に組織・福利厚生合同委員会を開催し、組織委員会の本年度の活動方針および主な活動内容について決定致しました。

本年度も例年通り、受験生に対しては、口述練習会等の各種行事を通じて同友会の知名度アップを図り、将来の会員増に繋げることと致しました。また、同友会若手会員及び近年の合格者に対しては、研修会等の各種行事を通じて新規会員の入会勧誘とその組織化、及び近年入会の若手会員同士の交流を図ることと致しました。

５．　活動報告

（１）　長期型口述練習会（全１２回）

［日　程］平成２３年３月２９日（火）～８月１６日（火）（隔週火曜）
［場　所］弁理士会館地下Ｂ１－ＡＢ会議室
［参加者］講師各回５～６名、受験生各回１５～２０名

長期型口述練習会は、主に口述落ちの受験生を対象として、約半年間、隔週火曜日に全１２回行いました。各回４問出題し、受験生は毎回４人の講師から４パターンの問題で練習することが出来ました。

この長期型口述練習会に参加した受験生は本試験でも高い合格率を誇ったため、受験生の間では大変評判となりました。

なお、本年は、東日本大震災の影響により、第１回の開催日程がイレギュラーとなってしまいましたが、第１回の参加者が大きく減ることはありませんでした。

（２）　短期型口述練習会（全４回）

［日　程］平成２３年８月３１日（水）～９月２１日（水）（毎週水曜）

［場　所］弁理士会館地下Ｂ１－Ａ～Ｃ会議室

［参加者］講師各回１５名、受験生各回４０～５０名

短期型口述練習会は、主に論文合格発表待ちの受験生を対象として、約１ヶ月間、毎週水曜日に全４回行いました。通常であれば論文試験後から論文合格発表までの間は気が抜けてしまうところ、短期型口述練習会をペースメーカーにすることで口述対策をしっかりすることができたと受験生からはとても好評でした。

なお、本年は台風が都心を直撃した影響により、第４回の開催を取り止めに致しましたが、その分の問題と解答は、参加者全員に対してメールで送付することで対応したため、大きな問題は発生しませんでした。

（３）　新規登録者歓迎会

［日　程］平成２３年５月１２日（木）

［場　所］歓迎会：「トラットリア　イ　プリミ」虎ノ門店

二次会：「沖縄ダイニング DEIGO」

［参加者］歓迎会：計８８名（会員２７名、無会派若手１名、新規登録者６０名）

二次会：計２３名（会員　９名、無会派若手１名、新規登録者１３名）

昨年度に引き続き新規登録者をお祝いする会を開催致しました。但し、本年度は震災による自粛ムードの影響を考慮して、名称を登録祝賀会ではなく、新規登録者歓迎会と致しました。

新規登録者歓迎会では、新規登録者に対し、同友会のロゴ入りのＵＳＢメモリやパンフレット等の配布、同友会の活動紹介や部活紹介などを行い、同友会の知名度アップを図ると共に会員と新規登録者との交流に務めました。その結果、その場で新規会員及びその予備軍を獲得することに成功致しました。

（４）　若手向け研修会（全３回）

＜第１回若手向け研修会＞

［日　程］平成２３年６月２２日（水）

［場　所］研修会：弁理士会館２階２－ＡＢ会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte(リベルタ)」

［参加者］研修会：計３７名（講師１名、会員１４名、無会派若手２２名）

懇親会：計１４名（講師１名、会員　７名、無会派若手　６名）

［講　師］今泉俊克先生（米国特許弁護士）

［テーマ］「Therasense 大法廷判決を踏まえた IDS 手続き」

＜第２回若手向け研修会＞

［日　程］平成２３年７月２９日（金）

［場　所］研修会：弁理士会館２階２－ＡＢ会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte(リベルタ)」

［参加者］研修会：計２８名（講師１名、会員１４名、無会派若手２２名、他１名）

懇親会：計１３名（講師１名、会員　７名、無会派若手　４名、他１名）

［講　師］石井正先生（大阪工業大学名誉教授・弁理士・元特許技監）

［テーマ］「歴史のなかの特許－ヴェネツィアからウィーンへ－」

＜第３回若手向け研修会（第４回研修会）＞

［日　程］平成２３年１１月１５日（火）

［場　所］研修会：弁理士会館３階３－Ａ～Ｆ会議室

懇親会：イタリア自由料理「Liberte(リベルタ)」

［参加者］研修会：計６６名（講師１名、登録５年以上１５名、登録５年未満５０名）

懇親会：計１３名（講師１名、登録５年以上　３名、登録５年未満１１名）

［講　師］今泉俊克先生（米国特許弁護士）

［テーマ］「米国特有の特許出願手続と２０１１年米国特許法改正がその手続に与える影響」

組織委員会では、近年はディスカッション形式の勉強会を行っておりました。しかし、最近の若手弁理士の傾向として、ディスカッション形式の勉強会ではなかなか人が集まらず、昨年は勉強会の中止を余儀なくされたことがあります。そこで、昨年の反省から本年度は講義形式の研修会を開催することと致しました。その結果、昨年とは異なり、集客もまずまずの結果となりました。しかし、講義形式の研修会では、ディスカッション形式の勉強会とは異なり、なかなか会員と若手弁理士との交流を図る機会が無く、同友会の宣伝や勧誘活動を行い難いのが難点です。このため、研修会の後には必ず懇親会を開催するようにし、懇親会の場で同友会の宣伝や勧誘活動をするように努めました。

なお、今年度の当初のスケジュールでは、今年度の若手向け研修会の開催は２回の予定でした。しかし、秋に米国特許法改正という重要なトピックスが飛び込んできたため、急きょ第３回若手向け研修会を緊急開催することに致しました。これにより、重要なトピックスにもタイムリーに対応出来る同友会を外部にアピール出来たのではないかと思っております。

また、第３回若手向け研修会は、名称を第４回研修会として研修委員会と合同で開催し、単位認定も受けられるように致しました。その結果、ベテランの先生にも多くご参加頂くことができました。

（５）　若手向け納涼会

［日　程］平成２３年８月２５日（木）

［場　所］納涼会：「ニュートーキョー」数寄屋橋本店屋上ビヤガーデン

二次会：銀座「祭や」

［参加者］納涼会：計３１名（会員１６名、無会派若手１５名）

二次会：計　８名（会員　５名、無会派若手　３名）

若手向け納涼会は、昨年と同様、「ニュートーキョー」数寄屋橋本店屋上ビヤガーデンにて開催致しました。多くの無会派の若手の皆様にご参加頂いたため、会員と無会派の若手の皆様とが交流を図る良い機会となりました。また、同友会のパンフレットを配るなど、同友会のアピールにも務めた結果、その場で新規会員を獲得することにも成功致しました。

（６）　口述講習会

［日　程］平成２３年９月２８日（水）

［場　所］講習会：弁理士会館２階２－ＡＢ会議室

慰労会：麺酎房「赤まる」

［参加者］講習会：計７７名（講師等７名、受験生：第１部４３名、第２部２７名）

慰労会：計　７名（講師等７名）

口述講習会は、本年度も例年通り時間帯を２つに分けて、第１部、第２部の２部構成で行いました。本年度も、受験機関講師の立場から、茜ヶ久保先生より口述試験のマナーやルール、対策等についてレジュメを配ってお話し頂きました。合格者の立場からは、池本先生、一之瀬先生より口述試験の体験談及び対策等について詳しくお話頂きました。口述試験対策としてこのようなきめ細やかな指導をすることによって、受験生に対して同友会をアピール出来たのではないかと思います。

（７）　口述練習会

［日　程］平成２３年１０月１３日（木）

［場　所］講習会：弁理士会館３階３－Ａ～Ｆ会議室

慰労会：「初つぼみ」霞ヶ関店

［参加者］練習会：計１１７名（講師等４７名、受験生７０名）

慰労会：計　３１名（講師等３１名）

口述練習会は、本年度は１３０名近くの受験生から申込みがあったため、同友会会員の他、同友会の各種行事に参加経験のある無会派の若手の先生にも講師をお願いして開催致しました。当日は、ブースは全て原則として主査・副査の２人体制とし、レーンも９レーン設けて、多くの受験生の参加に備え、万全の体制で口述練習会に望みました。

しかし、当日は６０名近くの受験生が欠席し、蓋を開けてみれば受験生の参加人数は７０名と少し寂しい結果となってしまいました。原因は恐らく、この口述練習会の開催日程が、口述本試験の２日前となってしまったことが影響しているのだと思います。しかし、昨今の弁理士会館は、研修等の会務が多数開催されているため、３階全室を予約できるのは１ヶ月に数日しかありません。２ヶ月前から予約をするなど最善を尽くしましたが、ちょうど良い日程で３階全室が空いておらず、この日程はやむを得ませんでした。

（８）　就職説明会

［日　程］平成２３年１１月２１日（月）

［場　所］説明会：弁理士会館３階３－Ａ～Ｆ会議室

懇談会：「Sign kasumigaseki」

［参加者］説明会：計６８名（運営１１名、求人側１３事務所２２名、求職者３５名）

懇談会：計６２名（運営１１名、求人側１３事務所２０名、求職者３１名）

就職説明会は、昨年と同様、説明会と懇談会との２部構成で行いました。説明会では、講演形式での事務所・企業紹介と求職者がブースを巡回する形式での個別面談とを行う形式と致しました。また、懇談会では、フランクな形式で採用担当者と求職者との懇談を行う形式と致しました。

就職説明会は、従来より、上記のようにフォーマルな説明会とインフォーマルな懇談会との両方を用意し、短時間で採用担当者と求職者との相互の理解を図って頂けるような形式としております。このため、同友会の就職説明会は、採用担当者及び求職者の双方から高い評価を得ており、就職決定率も非常

に高いものとなっております。就職説明会を通じて同友会の会員が所属する事務所・企業に多くの求職者が就職することで、将来の会員増が見込めると思われます。

（９）　プチ合格祝賀会

［日　程］平成２３年１２月１４日（水）

［場　所］イタリア自由料理「Liberte(リベルタ)」

［参加者］計３０名（講師１５名、合格者１５名）

組織委員会では、上記にご報告させて頂いた通り、３月から９月までの半年以上に渡って、長期型（隔週火曜全１２回）及び短期型（毎週水曜全４回）の口述練習会を行ってきております。プチ合格祝賀会は、上記の長期型又は短期型の口述練習会に参加して最終合格を果たした方のみをご招待して、少人数でアットホームな感じで行う祝賀会です。口述練習会で同友会員が長期に渡り受験指導をし、プチ合格祝賀会で合格もお祝いすることによって、合格者の同友会に対する親しみが増し、将来の会員獲得に繋がるものと思われます。

最後になりましたが、飯野委員長をはじめ組織委員の皆様、また、茜ヶ久保先生、井澤先生をはじめとしたオブザーバーの皆様、１年間ありがとうございました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以上

【平成２３年度弁理士同友会会務活動報告】

研修委員会

平成２３年度　研修委員会担当副幹事長　太田　雅苗子

同友会委員会の委員長経験もない私が、いきなり副幹事長の任を仰せつかり、果たしてきちんと役目を果たせるのか不安を抱えながら本年度のスタートを切りました。同友会組織運営の右も左もわからない私でしたが、長年本会の研修委員長を務めて下さっている山田武史先生のおかげで何とか無事に一年間務める事ができました。　また、私事ですが、副幹事長の任期開始早々の２月に第２子妊娠が発覚し、途中出産により活動ができない時期がある等、山田先生はもちろんのこと、飯田幹事長をはじめとする執行部の先生方にもご迷惑をお掛けしてしまうことになり大変心苦しい限りでしたが、皆様にはいつも温かい言葉をかけて頂くなどお気遣い頂き、改めて同友会の温かさを実感した一年になり感謝致しております。この場を借りて御礼申し上げます。

本年度の研修委員会では、例年どおり同友会内外より講師の先生をお招きし、実務に役立つ研修を開催し多くの方にご出席頂きました。特に、第１回研修は、今後の弁理士の活躍の場となり得る安全保障貿易管理という、弁理士会等の研修でもなかなか扱われないテーマについて、飯田幹事長より大変貴重はお話を伺うことができ、事務所勤務の弁理士だけでなく、企業の知財部勤務の方など多くの方にご出席頂き好評を得ました。

弁理士会主催の研修でも実務的な内容の研修は特に人気が高く、申し込み開始後数時間で満席になってしまい出席できないという事態が生じているようですが、本会の研修でも受講者のニーズを取り入れながら、同友会内外の先生方より貴重なお話を伺い勉強させて頂く機会を通じて、同友会の認知度を高め会員増強に繋がればと願っております。

本年度研修会のテーマ及び講師等の概要は以下の通りです。

第１回
テーマ　「外国進出を考えているクライアントの獲得・維持のための知識
　『知財と安全保障貿易管理（特許で守られた技術を簡単に輸出できない場合）』」
　講　師　　飯田　昭夫　先生
　日　時　　平成２３年６月２８日（火）　午後６時３０分～８時４０分
　場　所　　弁理士会館地下　Ｂ１－Ａ・Ｂ会議室

第２回
テーマ　『特許権侵害に対する損害賠償』
　講　師　　田村　善之　先生（北海道大学大学院法学研究科教授）
　日　時　　平成２３年７月２５日（月）　午後６時３０分～８時４０分
　場　所　　弁理士会館地下　Ｂ１－Ａ・Ｂ会議室

第３回

テーマ　「国内外の意匠及び商標実務の留意点」

講　師　　谷口　登　先生（本会会員）

日　時　　平成２３年９月２７日（火）　午後６時３０分～８時４０分

場　所　　弁理士会館地下　Ｂ１－Ａ・Ｂ会議室

第４回　（組織委員会との合同開催）

テーマ　米国特有の特許出願手続と2011年米国特許法改正がその手続に与える影響

１）米国における発明者の考え方（着想と実施化）

２）ベストモード（法改正とその影響）

３）宣誓書（手続、法的な意味、法改正の解説）

４）情報開示義務（IDS手続、Therasense大法廷判決、法改正で導入される Supplemental Examination）

５）その他（2011年特許法改正等を含む）

講　師　今泉　俊克（いまいずみ　としかつ）先生（米国特許弁護士）

日　時　平成23年11月15日（火）18:50～21:00（受付開始18:30）

会　場　弁理士会館　3階会議室

第５回

テーマ「ニース国際分類第１０版の発効と『類似商品・役務審査基準』の改訂について」

講　師　　本宮　照久　先生（本会会員）

日　時　　平成２３年１２月２１日（水）　午後６時３０分～８時４０分

場　所　　弁理士会館地下　Ｂ１－Ａ・Ｂ会議室

以上

（第４回研修の様子）

【平成２３年度弁理士同友会会務活動報告】

旅行会報告（松本・長野）

平成２３年度　福利厚生担当副幹事長　山下　幸彦

本年の旅行会は、「信州・松本（長野）を巡る旅」と題して、11 月 5 日（土）から 6 日（日）までの日程で、秋深まる松本市と長野市とを巡る旅を企画致しました。

今回の旅行会では、関東地区から 15 名、東海地区から 3 名の合計 18 名の会員の先生方にご参加頂きました。

例年と比べると参加人数が少なかったことは反省点としてありますが、参加されたほぼ全員の関東地区の先生方と東海地区の先生方とが 1 日目の松本市内観光から一緒に行動することができましたので、両地区の先生方の親睦をより深める機会になったと思っております。

一日目は、長野県の特産物である信州味噌のお店での昼食、国内で現存する最古の小学校の一つである旧開智学校及び江戸時代からの姿を留める12の現存天守閣の一つを有する国宝松本城の見学を計画しておりましたので、関東地区の先生方は JR 新宿駅から 9 時発の特急列車に乗車し、東海地区の先生方は JR 名古屋駅から 10 時発の特急列車に乗車して JR 松本駅に向かいました。

関東地区の先生方と東海地区の先生方とは予定どおり 12 時過ぎに JR 松本駅で合流し、そのまま昼食を頂くことになっている石井味噌に向かいました。

石井味噌は、国産味噌総生産量の内、わずか 1.6%といわれる国産大豆を原料にして木桶で醸造する天然の醸造味噌を、3 年掛けて作る味噌店であり、実際に味噌を醸造するのに使用している木桶を見学し、その後、天然醸造味噌を使用した美味しい昼食を頂きました。石井味噌まで徒歩で移動したためか、先生方の箸の進み具合をかなり早く感じました。

旧開智学校は、開校当初の場所からは移築されていますが、その建物は明治時代の建築様式の一つである擬洋風建築を現在に残すものであり、重要文化財にも指定されています。建物内には、明治の開校当時の教室や明治から現代までの歴代の教科書等、教育に関する資料が多数展示されており、明治の人達がどれだけ教育を重視していたのかを伺い知ることができました。

次の松本城は、紅葉の中の天守閣が国宝としての威容と機能美を見せるのとともに、周囲の整備された庭園と相俟って、日本の秋を感じさせる風情あふれる場所でした。松本城天守閣の内部見学は、中の階段の幅が狭くその角度が急であるのと、当日は見学者が大勢であったため、五重六階の天守閣の最上階までは一部の先生方しか行くことはできませんでした。

その後、先生方はホテルの用意したバスで、宿泊先のホテル翔峰に移動しました。

今回の宿泊先であるホテル翔邦は、全国の旅行会社社員による投票から「五つ星の宿」に選定された宿であり、部屋からの信州の山々の眺望、美ヶ原温泉のお風呂そしてお料理のどれもがすばらしいものでした。

今回の旅行会は参加人数が少なかったこともあり、例年とは異なり宴の途中での催し等はありませんでしたが、信濃牛や信州蕎麦等を取り揃えた信州の幸を感じさせる料理を堪能して頂きました。また、二次会には全ての先生方にご出席頂き、時間延長をする程の盛り上がりを見せました。

二日目は、長野市の善光寺を拝観する観光コースと松本カントリークラブでゴルフをプレーするゴルフコースを計画しておりました。

善光寺を拝観する先生方は、JR 松本駅から 10 時発の特急列車に乗車し、途中、雨の中ではありますが日本三大車窓の一つに数えられる「姨捨の棚田」等を見ながら、JR 長野駅に移動しました。

善光寺の拝観は、精進料理の昼食を頂くことになっていた善光寺の宿坊の一つ兄部坊（このこんぼう）の方に案内して頂きました。

善光寺は、日本の仏教が諸宗派に分かれる前に建立されたお寺であることから国内では珍しい無宗派のお寺であること等、我々が余り知らない善光寺の説明を聞くことができ、また本堂の地下にある真っ暗な回廊を巡り、途中にある「極楽の錠前」に触れることで本尊と結縁すると言われるお戒壇巡りを体

験したり、昼食後には山門（三門）にも上り、四国八十八カ所巡りと同じご利益を頂いたりしながら善光寺を拝観致しました。

善光寺拝観後に、兄部坊で頂いた精進料理は、どのお皿もお肉等が一切使われてはいないことを感じさせない大変美味しいお料理でした。

その後は善光寺の門前町でお土産等を購入し、関東地区の先生方は、JR 長野駅から 16 時発の長野新幹線で東京への帰途に就き、東海地区の先生方も JR 長野駅から 16 時発の特急列車で名古屋への帰途に就かれました。

一方、ゴルフコースの先生方は、松本市内南部の松本カントリークラブでプレーをされました。天気は観光組と同じ雨の中、4 人一組でのラウンドとなりましたが、午前午後ともプレーをされ、全 18 ホールを充分に楽しんで頂きました。

本年の旅行会は、残念ながら昨年とは異なり小規模での開催となりましたが、その分、参加された先生方全員が打ちとけ合える旅行会であったのではないかと感じております。

最後になりましたが、本年度の福利厚生委員会の納涼会をはじめとした各行事に多くの会員の先生方にご参加頂き、誠にありがとうございました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員　池本　和博

2011年登録の池本と申します。
皆様のお目汚しになるとは存じますが、職歴を中心に自己紹介したいと思います。

現在電機企業に勤務しております。入社当時は局用交換機の方式設計を担当しておりました。電話局に置いている何万回線を扱う巨大なものです。メインはスリランカのＯＤＡ案件の担当でした。仕事も技術も未経験の分野でしたのでいろいろ刺激がありましたが、一番記憶に残っている経験といえば現地出張です。丁度、ＬＴＴＥというテロ組織と内戦状態で、出張一週間前に空港が爆破されたことがありました。今なら渡航自粛勧告がなされ、出張も取りやめになると思うのですが、当時の上司から「行くに決まってんだろ！」と一喝され、下手したら死ぬかもと思いながら出張したのでした。現地でもいろいろありましたが、一番実感したことは「世界の共通語はへたな英語」ということです。お客様はスリランカ人、局間の配線は韓国の通信事業者、局での作業はフィリピン人技術者、設計は日本人。なんとかなりました。

その後金融のＳＥ職に転じ、更に電気分野の知財の仕事に転じという職歴です。

受験を始めたのは前職のＳＥだった 2005 年頃で、PDP に関する特許訴訟のニュースを見て知的財産について興味を持ったのがきっかけだったと思います。父親が特許事務所で働いていることから、「弁理士」という職業について耳にはしていたのですが、そのニュースを見るまでは、自分がその職業になることは想像もしておりませんでした。

受験の話は余白が無いので割愛いたしますが、口述試験対策では井澤先生はじめ多くの先生にお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

昨今、内需の減少に歯止めがかからず、国内出願件数が減少の一途を辿っている状況ですが、経済及び産業の発展に資する弁理士として、同友会の諸先輩方と共に頑張っていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

「入会して一年間」

会員　大坪　勤

平成 21 年に弁理士試験に合格し、平成 22 年に同友会に入会させて頂きました大坪です。私は平成 22 年 4 月に弁理士登録しましたが、その当時は会派のこともよく分からない状態でした。

そんな中、とある日に大橋先生から、女子ゴルフ部の練習会のお誘いメールを頂いて、「ゴルフの練習をしたい！」という思いで、練習会に参加させて頂きました。男性である自分が行っていいものか不安がありましたが、男性でも大丈夫と言われてホッとしたのを覚えています。

井澤先生の華麗なスイングやご指導、そして練習会に来ていた先生方がとても親切でアットホームだったことに魅了され、しかも私自身が好きな野球のチーム（パイレーツ）があることを教えて頂き、半ば大学サークルに入るような感覚で入会致しました。

入会後は、スポーツ以外の各種催し事に参加し、多くの先生方の業界に対するお話等をお聞きするうちに、次第にそんな大学サークルのような感覚が別のものに変わっていきました。具体的には、ただ試験に受かれば弁理士として仕事できるのではなく、業界全体を考えておられる多くの先生方のおかげで弁理士として仕事できるのだと思うようになりました。そして会派の意義を強く感じるようになりました。

同友会は縦横のつながりの強さやアットホームな雰囲気を含めとても良い会派で、入会して本当によかったと思っております。一年間お世話になりましたすべての先生方に厚く御礼申し上げます。

今後ともよろしくお願いします。

以上

会員の広場

新規入会者より

「分厚いホットケーキ」

会員　助廣　朱美

はじめまして。昨年５月に同友会に入会させて頂きました、助廣朱美と申します。

特許事務所に勤めて３年、弁理士登録をしてからもうすぐ２年になります。早く１人前になりたいと思いながら、その道の険しさを日々実感しています。

先日、ＮＨＫのすいエんサーという番組で「マンガのようにふっくら分厚いホットケーキを焼きたぁ～い！！」というテーマの放送がありました。

どのくらいの厚さなんだろう？どんな風に作るんだろう？興味津々で番組にかじりつきました。

ホットケーキといえばとろりとした生地・・・少し焼けてきたらさらにその上に生地を流し込むのかな？などと考えていると、予想に反して、ほとんど形がくずれないようなしっかりとした生地をフライパンのうえにボトっと置いて、あとは弱火で焼くだけ。フライパンの温度調整や、牛乳のかわりに豆腐を使うなどの工夫もありましたが、何より、このかたさの生地では、どうがんばっても薄くなるはずがない！！参りました。そんなこと思いつかなかった！

早速作ってみると、確かに分厚いホットケーキができました。食感は、自分の知っているホットケーキとはかなり異なるものでしたが、これはこれでなかなか美味しい！

少し強引な結びになりますが、このホットケーキ作りのように、固定観念にとらわれないで、自分の弁理士人生を分厚く美味しくできたらと思います。皆様、味見がてら声をかけてやってください。どうぞよろしくお願いします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員　徳増　あゆみ

どうも初めまして。今年の６月に入会させて頂きました徳増あゆみと申します。平成１８年度の試験で合格いたしまして、近頃「若手」を自称するのも辛くなってまいりました。この度は貴重な自己紹介の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

まず、現職に至る略歴を申しますと、大学卒業後、中村合同特許法律事務所に入所し商標事務をしながら弁理士試験を受験しておりました。合格後は、同所において２年弱、外内商標の出願・中間業務を担当し、その後、平成２１年に同所の出願部門に異動して今に至ります。職務変更や部署異動をしながらひとつの事務所に１０年余所属していることになります。

さて、現在、弊所出願部門にて主に特許及び意匠の方式並びに移転等の登録業務を担当していまして、要所で本会会員の松下満先生にご指導頂いております。その関係で仕事の傍ら同友会での活動を身近に拝見する機会が増えまして、先生の伝で桜友会のゴルフコンペにオブザーバーとして参加させて頂いたのをきっかけに本会への入会を決めました。ちなみにコンペでの結果は散々な数字でしたので割愛させていただきます。同友会はクラブ活動も盛んと伺っていますので、これを機に練習の機会を増やしてスコアを減らしていきたいです。

他方、日常の業務は対特許庁手続が中心です。研修会等での自己研鑽は勿論のことですが、皆様にもご教授賜りますれば幸甚です。

では、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

以上

会員の広場

新規入会者より

「自己紹介」

会員　**廣江　政典**

平成２３年に４月に、弁理士同友会に入会いたしました廣江政典と申します。勤務先は、岐阜県の特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所で、同じく弁理士同友会の会員である父と共に働いています。

私が弁理士を目指したのは、父の職業が弁理士であることから、弁理士という職業に興味とあこがれを持ったためです。しかし、私は、子供の頃に父から「将来は弁理士になれ。」と言われたことはありませんでした。

弁理士試験の合格後に父と話した際に、父は、「『将来は弁理士になれ。』とは言わなかったが、弁理士という職業に興味を持ってくれるように、自宅では、『弁理士の仕事はやりがいがある！』等の話しかしなかった。」と言われました。また、私が子供の頃に図鑑を買い与える際は、「自動車の仕組み」等の機械に関する図鑑のみを買い与え、自然科学に関する図鑑は買い与えなかったとも言われました。

この話を聞いたときは驚きましたが、弁理士になってからは、この職務にやりがいと、この職務に携われることへの喜びを感じながら、職務に向き合っています。

私は、当事務所において、主に意匠及び商標を担当しています。意匠及び商標の実務については、補助者としての実務経験も長かったので（受験期間も長かった。）、弁理士登録後は、そんなに苦労することはないと思っていました。しかし、弁理士として実務に携わってからは、実務は日進月歩であることを体感し、弁理士登録を抹消するまで、学ぶことを止めてはいけないと考えています。

趣味は、お酒・自転車・音楽鑑賞・カメラ等と色々あります。しかし、最近は実務だけでなく様々な職務も担当することになり、時間に追われた無趣味な人になってしまいました。以前は、休日には必ず自転車で健康維持と気分転換を図っていましたが、最近は全く自転車に乗れず、体重の増加、肩こり、腰痛に悩まされています…。

このような私ですが、弁理士同友会の会員として、また、弁理士として、社会に貢献できるように、日々研鑽を重ねて精進したいと考えています。弁理士同友会の諸先輩方には、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【平成２３年度弁理士同友会会務活動報告】

平成２３年弁理士同友会総務担当副幹事長　石川　憲

２０１１年

１月　６日　総務・会計引継会

１月１３日　八派新旧幹事長顔合わせ会

１月１３日　日本弁理士会賀詞交歓会

１月１４日　日弁新年会出席

同友会出席者

日本弁理士会副会長	山崎高明
日本弁理士会次期副会長	井澤　幹
弁理士同友会幹事長	飯田　昭夫
弁理士同友会会計担当副幹事長	本田　淳

１月２４日　日本弁理士会第１回次年度検討委員会（幹事長、長内人事委員長）

２月１４日　日本弁理士会第２回次年度検討委員会（幹事長、長内人事委員長）

２月１６日　第１回正副幹事長会

（午後６時３０分～９時　弁理士会館）

２月２２日　第１回定時総会及び懇親会

（午後６時～午後８時　弁理士会館２階ＡＢ会議室、御旦狐虎ノ門）

２月２８日　日本弁理士会第３回次年度検討委員会（幹事長、長内人事委員長）

３月１０日　日本弁理士会第４回次年度検討委員会（幹事長、長内人事委員長）

３月１１日　東海協議会慰労激励会（ホテルキャッスルプラザ）

１１時３０分～１４時３０分

弁理士同友会東海委員会（同ホテル）

１４時３０分～１６時００分

西日本慰労激励会（ＡＮＡクラウンズホテル大阪）

１８時３０分～２０時３０分

同友会出席者

日本弁理士会副会長	山崎高明
日本弁理士会次期副会長	井澤　幹
弁理士同友会幹事長	飯田昭夫
弁理士同友会副幹事長	石川　憲
弁理士同友会副幹事長	本田　淳

３月２９日　第１回口述試験練習会（弁理士会館にて）

４月　５日　第２回口述試験練習会（弁理士会館にて）

４月１１日　第１回組織・福利合同委員会（弁理士会館にて）

４月１２日　第２回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）

４月１２日　第３回口述試験練習会（弁理士会館にて）

４月１８日　弁理士会会費値下げについての説明会（午後６時３０分～　弁理士会館）

４月２６日　第４回口述試験練習会（弁理士会館にて）

５月１０日　第５回口述試験練習会（弁理士会館にて）

５月１０日　第３回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）

５月２４日　第６回口述試験練習会（弁理士会館にて）

５月２７日　　第１回広報委員会（炉ばたの炉（飯田橋）にて）
５月２７日　　日本弁理士会総会（出席者　本田会計）
５月２８日　　パテントマスターズ２０１１　Ｊゴルフ鶴ヶ島
６月　７日　　第４回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）
６月　７日　　第７回口述試験練習会（弁理士会館にて）
６月１０日　　ジョギング部エンペランズ（皇居周回）
６月１８日、１９日　日弁旅行会　岐阜
　同友会出席者
　日本弁理士会副会長　　井澤　幹
　日本弁理士会執行役員　　森　俊秀
　弁理士同友会幹事長　　飯田昭夫
　弁理士同友会副幹事長　　石川　憲
　弁理士同友会副幹事長　　本田　淳
６月２１日　　第８回口述試験練習会（弁理士会館にて）
６月１５日　　黄綬褒章受章者廣江武典先生へ電報発送
６月２０日　　旭日章受章者池田和司先生へ電報発送
６月２２日　　第１回若手向け研修会（弁理士会館２階会議室ＡＢ）
　講師　　今泉　俊克先生（米国特許弁護士）
　テーマ　ＩＤＳの手続きの解説
　2011 年 5 月 25 日連邦巡回控訴裁判所 Therasense 大法廷判決を踏まえて
６月２３日　　第１回人事委員会（午後６時３０分～　御丹孤虎ノ門にて）
６月２８日　　第１回研修会（弁理士会館地下１階会議室および東海支部）
　講師　　飯田　昭夫幹事長
　テーマ　外国進出を考えているクライアントの獲得・維持のための知識
　『知財と安全保障貿易管理（特許で守られた技術を簡単に輸出できない場合)』
　東京会場での講義を東海会場へテレビ会議システムを通じて配信
６月３０日　　日本弁理士会関東支部　平成２３年度定期支部総会
　出席者　飯田幹事長　石川総務
７月１日　　弁理士の日祝賀会
（午後５時３０分～　東海大学校友会館３５階　阿蘇の間他）
７月５日　　第５回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）
７月５日　　第９回口述試験練習会（弁理士会館にて）
７月６日　　第２回広報委員会（かくや（飯田橋）にて）
７月１５日　　福利厚生委員会（新宿にて）
７月１９日　　第１０回口述試験練習会（弁理士会館にて）
７月１９日　　第１回人事委員会（午後６時３０分～　弁理士会館にて）
７月２１日　　廣江先生褒章祝賀会兼納涼会　午後７時～
　ホテルセンチュリーサザンタワー（21 階)「イーストルーム」
７月２３日　　第１０２回桜友会ゴルフコンペ（本千葉カントリー倶楽部）
７月２５日　　第２回研修会（弁理士会館地下１階会議室および東海支部）

講師　　田村　善之先生　（北海道大学教授）

テーマ　特許権侵害に対する損害賠償

東京会場での講義を東海会場へテレビ会議システムを通じて配信

７月２９日　第２回若手向け研修会（弁理士会館２階会議室ＡＢ）
講師　石井　正先生（大阪工業大学名誉教授）
テーマ　歴史のなかの特許－ヴェネツィアからウイーンへ－

８月２日　第６回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）

８月２日　第１１回口述試験練習会（弁理士会館にて）

８月１６日　第１２回口述試験練習会（弁理士会館にて）

８月２５日　若手向け納涼会（ニュートーキョー数寄屋橋本店屋上ビヤガーデンにて）

８月３０日　平成２３年度役員定時選挙の立候補手続等に関する説明会
午後１時～３時@弁理士会（出席者　飯田幹事長、本田会計）

９月６日　第７回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館）

９月２７日　第３回研修会（弁理士会館地下１階会議室および東海支部）
講師　　谷口　登　会員

テーマ　国内外の意匠及び商標実務の留意点

東京会場での講義を東海会場へテレビ会議システムを通じて配信

９月２８日　口述講習会　　（弁理士会館にて）

１０月４日　第８回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　彩里家(新橋)）

１０月８日　北海道研修会
講師　吉田　芳春会員
テーマ　産業財産権と営業秘密と契約とを駆使した中小企業支援

１０月１１日　幹事会・臨時総会
午後６時～　弁理士会Ａ・Ｂ会議室
議案
（１）平成２２年度日本弁理士会役員候補予定者推薦の件
（２）その他

１０月１２日　日本弁理士会役員定時選挙

１０月１３日　口述試験練習会　（弁理士会館にて）

１０月１４日　女子ゴルフ部第１回練習　@神宮

１０月１９日　第１回臨時総会事前説明会
午後６時～弁理士会館にて
出席者　総務、政策担当副幹事長委員長　他２名

１０月２４日　平成２４年度役員定時選挙結果
当選者　副会長　関　　昌充　会員
常議員　三嶋　景治　会員

１０月２８日　第３回広報委員会（湊屋（飯田橋）にて）

１１月１日　第９回正副幹事長会（午後６時３０分～９時　弁理士会館Ｂ１Ｆ会議室）

１１月１５日　第４回研修会（弁理士会館３階会議室）
講師　　今泉　俊克　先生（米国特許弁護士）

テーマ　米国特有の特許出願手続と2011年米国特許法改正が

その手続に与える影響

１１月２１日　就職説明会（弁理士会館３Ｆ会議室およびＳｈｉｎ）
１１月２５日　日本弁理士協同組合４０周年記念式典及び祝賀会
式典　午後４時３０分～　ホテルオークラ別館　オーチャードルーム
祝賀会　午後６時 ～　ホテルオークラ別館　アスコットホール
１２月４日　第１０３回桜友会ゴルフコンペ（利根パークカントリー倶楽部）
１２月６日　第１０回正副幹事長会（午後６時３０分～　弁理士会館２Ｆ会議室）
１２月８日　日本弁理士クラブ役員当選祝賀会
１２月９日　八派新旧幹事長顔合わせ会
１２月９日　日本弁理士会　平成２３年度第１回臨時総会
出席者　飯田幹事長　石川総務
１２月９日　東海委員会　忘年会および合格祝賀会
名古屋観光ホテル　２階　曙の間
１２月１４日　プチ合格祝賀会　イタリア自由料理リベルタ
１２月１９日　小池先生叙勲祝賀会、当選祝賀会兼忘年会　午後６時～
ホテルオークラ
１２月２１日　第５回研修会（弁理士会館地下１階会議室）
講師　　本宮　照久　会員
テーマ　ニース国際分類第１０版の発効と『類似商品・役務審査基準』
の改訂について

以上

同好会通信

テニス同好会　　会長　神崎　正浩

今年も７位でした！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、今年も７位となってしまいました。

参加メンバーは、佐藤勝先生、谷井さん、神崎夫婦の４人です。試合では良い結果が出ませんでしたが、好天に恵まれてとても楽しい一日を過ごすことができました。

先日、テニスのコーチからとても良いアドバイスを戴きました。打点を前とか、早く構えるなどの技術的な事ではありません。さあ、何でしょうか…？？？

それは正しい姿勢です。猫背などの前傾姿勢だと、ストロークもボレーも、ボールが低く飛んでネットに当り易くなります。おもいきって体を起こして胸を張るようにすると、ボールが高く飛び出して、相手コートの奥でバウンドするようになります。これだけで、かなり自分へのストレスがなくなって、思い切ってボールを叩けるようになりました。調子が上がってきましたので、次回の大会が楽しみです。

以上

同好会通信

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」　部長　古川　友美

Cheers☆ゴルフ部の発足から３年経過しました。2011 年は、発足時からのメンバー二人のご出産があり、Cheers☆ゴルフ部にとっては大変おめでたい年になりました。岩田克子さん、太田雅苗子さん、おめでとうございます！

そういうわけで、2011 年の Cheers☆は、フルメンバーではありませんが、その他の部員で頑張って活動しました。今年の活動は、10 月 14 日の明治神宮外苑ゴルフ練習場での練習会、11 月 6 日の同友会旅行会でのラウンド（松本カントリークラブ）の 2 回です。回数は少なくても、和気藹々と楽しく元気にやっています♪

≪10 月 14 日・明治神宮外苑ゴルフ練習場≫

今年は登録祝賀会で獲得した新規同友会員の方々が参加してくれました。私は遅刻して参加したのですが１F の一番奥の打席に行ってみると…、あれ？？女子が２人に男性がいっぱい？　Cheers☆は女子ゴルフ部ですが男性部員も多くなりましたね～ (笑)。自称タイガーウッズの井澤幹コーチ、昨年から連続参加の大橋剛之さん、大坪勤さん他、皆さん力強いスイングでかっ飛ばしておられました。さすが皆さんスポーツマンですね。

…と、一応女子ゴルフ部ですので、女子練習会の写真を掲載します。「ロングスカートだから…」と言いつつ控えめかつ優雅に飛ばす田辺恵さん、今年はベストスコアも更新されたそうで、今後が楽しみですね。初参加の金さんは、初めてとは思えないほど伸び伸びとスイングされていました。私はマイペースに Driver を練習。貸しクラブの Mizuno の Zepher って打ちやすいな、なんて感じで。

練習会が終わった後は、串焼き狄（てき）にて恒例の懇親会。練習会もいいけど、実はこちらがお目当ての人たちも多いのではないでしょうか（私だけ！？）。初参加の方々とも歓談でき、楽しく過ごさせていただきました。

≪11 月 6 日・松本カントリークラブ≫

Cheers☆は発足以来、毎年、旅行会のコンペに参加してきましたが、今年は旅行会のゴルフ参加者が 4 人だけでしたので、通常のラウンド形式となりました。

当日は一日中、生憎の雨。雨だから中止する？という意見も出ましたが、この程度なら大丈夫！ということで決行。しかし、途中から本降りになり、靄もでてきて３ヤード先も見えない状態…。久々に大変なラウンドになりました。

そんな感じで、ゴルフを続けることだけに集中したため、スコアもあまり覚えておらず、写真も取り忘れてしまいました。う～ん、残念。

今年は練習会も雨だったし、天候には恵まれなかったですね。でもこういうのも、後から思い起こせば楽しい思い出です。今後も、楽しい思い出になる部活動を継続して行っていきたいです。2012 年は、さらなる新規部員も獲得したいし、フルメンバーでの活動もしたいですね！

同好会通信

野球同好会　「パイレーツ」　　部長　小島　猛

雨天延期の末に・・・

毎年酷暑の中行われるパテント杯野球大会ですが、今年の夏は週末になると雨になったり、台風の影響でグランドが使えなかったりと、大会の開催が秋にずれ込むという異例の事態になりました。７月末に初戦を迎える予定でしたが、延期に次ぐ延期で、やっと試合ができたのは１０月８日と、キンモクセイが薫る季節になっていました。

我々は１回戦からではなく、２回戦から登場という組み合わせでした。別に強豪チームだからという理由ではなく、単に参加チーム数の関係なのですが、ちょっとだけシード校の気持ちを味わえました。

さて、その２回戦、結果は以下の通りです。

２回戦結果

方式連合	0	1	0	0	2	0		3
パイレーツ	**0**	**0**	**0**	**3**	**1**	**×**		**4**

２回に先制を許した後、相手投手の低めをつく投球になかなか得点を挙げることができませんでした。しかし、何とか４回に３点を挙げて逆転。ですが、その次の回にすぐさま同点に追いつかれてしまいました。しかしながら、その裏に１点を挙げて再び勝ち越し、そのまま逃げ切りました。何ともしびれる好ゲームで、こんな試合ができるようになったことに、感動してしまいました。

続いて３回戦です。通常、試合に勝つとその翌週に試合があるのですが、またまた雨の影響で、結局３回戦が行われたのは、２回戦が行われた日の３週間後の１０月２９日でした。こんなに待たされても以下のような素晴らしい結果に。

３回戦結果

INPIT	0	0	0	0	0		0
パイレーツ	**6**	**0**	**2**	**1**	**1**		**10**

相手は去年も戦ったＩＮＰＩＴでした。去年はというと、最終回に入る時点で７点差で勝っていたものの、６点入れられて１点差まで詰め寄られたという相手です。

今年は、初回にいきなり６点を先制。その後も着実に得点を重ねる一方で、相手チームの攻撃を０点に抑え、何と５回コールドゲームで勝利という結果になりました。５回終了時で１０点差ある場合にはでコールドゲームになるのです。しかし、そのルールを忘れていたため、来てくれた全員を試合に出すことができないという事態になってしまいました。

さて、続いて４回戦、といきたいところですが、ここまで延期に次ぐ延期、毎週毎週野球のために日程を空けておくのも、特に家庭を持っている人にとっては、やはり無理でした。同友会の旅行会も重なり、人数を確保することができず、４回戦は棄権という残念な結果に終わりました。

今年は、雨天延期の影響で、チーム全員が集まれた試合はありませんでした。来年はできるだけ多くの人が参加して楽しめたらと思います。パイレーツの皆さん、また来年楽しくやりましょう！

同好会通信

ジョギング部　エンペランズ　　部長　大橋　剛之

１．　本年度の活動報告

本年度のジョギング部エンペランズの活動について下記の通りご報告申し上げます。

昨今の健康ブーム、ランニングブームに乗って昨年立ち上げたジョギング部エンペランズですが、本年も昨年と同様、皇居の周りを走ることを主要な活動と致しました。

活動は、原則として毎月第２金曜開催としましたが、天候、参加人数、その他諸般の事情から必ずしも毎月開催とはいきませんでした。

また、３月の第２金曜は３月１１日、すなわち東日本大震災が起こったまさにその日でした。エンペランズの活動は当然中止としたのですが、その日は電話もメールも通じなかったため、参加申込者に対して中止を知らせる術がなくとても苦労しました。後日談ですが、結果的に申込者は誰も集合場所には行かず、全員家に帰ったか職場待機していたとのことでしたので結果的には良かったです。まぁ、今考えるとあの状況でランニングする気は起きないでしょうし、よく考えると電車も止まっていたので、集合場所に行けるわけがありません。しかし、主催者としては、集合場所で待ちぼうけしいる人はいないか、当時は気が気ではありませんでした。

４月より活動を再開したのですが、震災の影響により、皇居の一部が崩れてしまっていたため、震災後、暫くの間は皇居の一部コースは通行止めとなっておりました。そのため、暫くは、通常のコースとは少し外れて迂回して走ることを余儀なくされました。また、震災後半年以上の間、節電のため、皇居の街灯は３本に１本の割合でしか点灯しておりませんでした。そのため、その時の皇居のコースは、場所によってはとても暗いところもありました。また、４月は、例年は皇居の桜がライトアップされてとても綺麗なのですが、今年は節電のため、ライトアップされた綺麗な桜を見ながら走ることが出来ずとても残念でした。

なお、最近では皇居の街灯も全て点灯し、皇居は夜でも明るくて安全なランニングコースに戻っております。

２．　来年度の活動予定

来年度も基本的には本年度と同様に月１回皇居の周りを走ることを主要な活動としたいと思っておりますが、来年度は開催日を固定せず、第２金曜以外にもっと人数が集まる日程、曜日等を探りながら試行錯誤して開催したいと思っております。また、本年は、半蔵門の「ジョグリス」を使用して着替え等を行っておりましたが、これについても来年は別の施設も試験的に使用してみたいと思っております。

３．　最後に

ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消

に、ブームに乗って、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験等、一切問いません。初心者、未経験者大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。是非一度活動に足を運んでみて下さい。ご連絡お待ちしております。

なお、個人的な話で申し訳ないのですが、実は私、東京マラソン…また当たっちゃいました…（汗）。倍率９倍のはずなのにこれで２勝１敗です。というわけで、２０１２年２月２６日（日）、同友会ジョギング部エンペランズを代表して東京の街を駆け抜けますので、応援の程、宜しくお願いします。

４．　本年度参加者（同友会員のみ）（敬称略、順不同）

大橋　剛之（部長）、笹野　拓馬（副部長）、大坪　勉、大和田　昭彦、小野　博喜、仲村　圭代、森　俊秀、山下　幸彦

以上

平成２３年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長　　飯田　昭夫
副幹事長（10名）
総　務　　石川　　憲
会　計　　本田　　淳
　　中村　盛夫　　日本弁理士会役員協議委員会
　　小川　眞一　　人事委員会
　　茜ヶ久保　公二　　政策委員会
　　太田　雅苗子　　法規委員会，研修委員会
　　佐藤　大輔　　東海委員会，北陸委員会
　　田辺　　恵　　広報委員会，北海道委員会
　　大橋　剛之　　組織委員会
　　山下　幸彦　　福利厚生委員会

幹　事（134名）

愛智　　宏	足立　　勉	天野　　泉	新井　　全	飯田　昭夫
伊賀　誠司	五十嵐和壽	井澤　　幹	井澤　　洵	石渡　清太
磯野　道造	稲葉　民安	岩田　克子	岩田　享完	大賀　眞司
太田　直矢	大津　洋夫	大塚　明博	大貫　和保	大橋　　弘
岡田　英彦	長内　行雄	小野　友彰	恩田　博宣	粕川　敏夫
金久保　勉	川崎　好昭	川津　義人	川俣　静子	神崎　正浩
菊池　新一	菊池　　徹	木森　有平	熊谷　　隆	黒川　弘朗
桑原　　稔	小池　　晃	越川　隆夫	小島　　猛	小玉　秀男
小林　　保	小林　正治	坂本　光雄	笹川　　拓	佐々木　功
三林　大介	椎原　英一	塩田　　伸	志賀　正武	柴田　淳一
清水　　修	清水　敬一	下出　隆史	白崎　真二	神保　欣正
杉本　良夫	鈴木　市郎	鈴木　利明	須田孝一郎	関　　昌充

関原亜希子　高尾　裕之　高野　昌俊　高橋　章　高橋早百合
竹内　裕　武田　賢市　竹山　宏明　田代　和夫　田中　武文
田中　治幸　田中　秀喆　田中　雅雄　田辺　敏郎　谷口　登
谷山　守　田村　榮一　旦　武尚　恒川　圭志　積田　輝正
戸川　公二　戸村　隆　戸村　哲郎　内藤　哲寛　中里　浩一
永田　豊　中畑　孝　中原　文彦　中村　武司　中村　直樹
中村　信彦　中村　政美　中村　盛夫　中山　伸治　成瀬　重雄
新関　和郎　西　和哉　西浦　嗣晴　仁科　勝史　西野　茂美
野口　賢照　羽切　正治　服部　素明　蓼　経夫　林　信之
原田　信市　廣江　武典　福田　鉄男　藤井　稔也　古川　友美
古谷　史旺　本田　崇　松下　満　松田　克治　松田　忠秋
松原　等　松本　英俊　松本　謙　丸山　英一　三島　広規
宮坂　徹　本宮　照久　八鍬　昇　山木　義明　山﨑　高明
山田　武史　山田　智重　山本　喜一　吉田　精孝　吉田　哲
米山　淑幸　若林　広志　廣瀬　一　和田　肇

監事（2名）

吉村　俊一　森　俊秀

弁理士同友会顧問等

顧　問（22名）

岩田　享完　大塚　明博　大貫　和保　大橋　弘　岡田　英彦
黒川　弘朗　佐々木　功　清水　修　須田孝一郎　高橋　章
竹内　守　田中　武文　積田　輝正　中里　浩一　中村　政美
中山　伸治　西野　茂美　仁科　勝史　野口　賢照　蓼　経夫
松本　英俊　八鍬　昇

相談役（31名）

天野　泉　飯田　昭夫　五十嵐和壽　井澤　幹　井澤　洵

磯野　道造　長内　行雄　恩田　博宣　菊池　新一　小池　晃

小林　保　小林　正治　坂口　信昭　坂本　光雄　志賀　正武

高尾　裕之　竹内　裕　武田　賢市　田中　秀喆　田中　雅雄

田辺　敏郎　戸村　隆　中畑　孝　原田　信市　古谷　史旺

本田　崇　丸山　英一　山本　彰司　吉田　精孝　吉田　芳春

山﨑　高明

常任委員会

(1)研修委員会(担当副幹事長：太田　雅苗子)

委員長　山田　武史

(2)福利厚生委員会(担当副幹事長：山下　幸彦)

委員長　大和田　昭彦

委　員　森　俊秀　西口　克　高井　智之

(3)人事委員会（担当副幹事長：小川　眞一）

委員長　長内　行雄

委　員　天野　泉　竹内　裕　坂口信昭　吉田芳春　菊池　徹

丸山　英一　粕川敏夫　青山　仁

(4)法規委員会（担当副幹事長：太田　雅苗子）

委員長　中村　信彦

委　員　三島　広規　竹山　宏明　米山　淑幸　中村　信彦

(5)日本弁理士会役員協議委員会（担当副幹事長：中村盛夫）

委員長　丸山　英一

委　員　長内 行雄　大賀眞司　旦 武尚　杉本 良夫　藤井稔也

青山　仁　笹川　拓　藤浪一郎

(6)広報委員会（担当副幹事長：田辺　恵）

委員長　仲村　圭代

委　員　藤井　稔也　三島　広規　笹川　拓

(7)組織委員会（担当副幹事長：大橋　剛之）

委員長　飯野　智史

委　員　岩田　克子　佐尾山和彦　笹野　拓馬　関原亜希子　渡部　仁

本田　文乃　越場　洋　大坪　勤　大野　良

(8)政策委員会（担当副幹事長：茜ヶ久保　公二）

委員長　伊賀　誠司

委　員　天野　泉　竹内　裕　小池　晃　古谷　史旺　仁科　勝史

吉田　芳春　長内　行雄　丸山　英一　藤井　稔也

山田　武史　笹川　拓　関　昌充　恒川　圭志　笹野　拓馬

大和田　昭彦

(9)東海委員会（担当副幹事長：佐藤　大輔）

委員長　加藤圭一

副委員長　佐久間卓見　助廣　朱美

委　員　岡田　英彦　恩田　博宣　飯田　昭夫　綿貫　達雄

足立　勉　内藤　哲寛　廣江　武典　福田　鉄男

小玉　秀男　後藤　昌弘　稲葉　民安　越川　隆夫

松原　等　　金久保　勉　　下出　隆史　　竹中　弘

柴田　淳一　　中村　武司　　服部　素明　　三林　大介

江間　路子　　小林　徳夫　恒川　圭志　　石岡　隆

高荒　新一　　武川　隆宣　　山本　喜一　　神谷　雅敏

太田　直矢　　北川　泰隆　　山田　裕輔　　澤田　昌久

早川　雅也　　藤田　隆訓　　田林　大介　　長谷　久生

森岡　智昭　　加藤　浩一　　渡邉　豊之　　廣江　政典

坂岡　範穂

(10)北陸委員会（担当副幹事長：佐藤　大輔）

委員長　北川　泰隆

委　員　戸川　公二　　松田忠秋　　木森有平　　大谷嘉一　　川崎好昭

(11)北海道委員会（担当副幹事長：田辺　恵）

委員長　石埜　正穂

委　員　中村　直樹　　伊藤　隆夫　　岩城　全紀　　川成　康夫

杉山　誠二　　武部　悟　　吉田一男　　古田和義

平成２３年度日本弁理士会役員等

１．日本弁理士会役員

副会長　井澤　幹

執行役員　森　俊秀

監事　　（１年度）中里　浩一

常議員　（２年度）三島　広規　　青山　仁

（１年度）小林　保　　田村　榮一

２．日本弁理士会委員会委員

（１）福利厚生委員会

委員　小林　保　　旦　武尚

（２）防災会議

委員　杉本　良夫　　藤浪　一郎

（３）例規委員会

委員　坂口　信昭

（４）総合政策企画運営委員会

委員　古谷　史旺　　青山　仁

（５）役員制度検討委員会

委員　長内　行雄

（６）地域知財活動本部企画調整委員会

委員　大森　有平

（７）弁理士推薦委員会

委員　小川　眞一

（８）財務委員会

委員長　石川　憲

（９）特許委員会

委員　藤井　稔也　　小野　友彰　　田辺　恵　　石埜　正穂

佐尾山　和彦

（１０）意匠委員会

副委員長　仁科　勝史　　岩城　全紀

委員　恩田　博宣　　谷口　登　　安彦　元　　仲村　圭代

（１１）商標委員会

副委員長　恒川　圭志

委員　羽切　正治　　本宮　照久　　太田　雅苗子

（１２）ソフトウェア委員会

委員　石原　幸典

（１３）バイオ・ライフサイエンス委員会

委員　石埜　正穂　　金丸　清隆　　本田　文乃

（１４）著作権委員会

委員　廣江　武典　　花村　太　　高村　隆司　関　昌充

（１５）産業競争力推進委員会

委員　川越　雄一郎

（１６）不正競争防止法委員会

委員　吉村　公一　　廣江　武典

（１７）特許制度運用協議委員会

委員長　中原　文彦

（１８）ＡＤＲ推進機構

委員　松本　英俊　　西澤　和純

（１９）技術標準委員会

委員　松本　英俊

（２０）情報企画委員会

委員　小野　博喜

（２１）弁理士業務標準化委員会

委員　粕川　敏夫

（２２）知財経営コンサルティング委員会

委員　関　昌充

（２３）パテントコンテスト委員会

委員長　飯田　昭夫

委員　松下　満

（２４）農林水産知財対応委員会

副委員長　内藤　哲寛

委員　小林　正治　　西浦　嗣晴　　稲葉　民安

（２５）選挙管理委員会

委員　新関　和郎　　清水　修　　蕚　経夫

（２６）綱紀委員会

委員　積田　輝正　　大塚　明博

（２７）審査委員会

委員　林　實

予備委員　中村　盛夫　　黒川　弘朗

（２８）紛議調停委員会

委員長　天野　泉

（２９）コンプライアンス委員会

委員　坂口　光雄　　野口　賢照

３．日本弁理士会研修所

副委員長　山田　武史

委員（2年目）　河野　隆一　　茜ヶ久保　公二

委員（1年目）　田村　榮一　　中村　信彦　　木内　敬二　　長島瑞希

加藤　圭一

４．日本弁理士会中央知的財産研究所

委員(2年目)　越場　洋

５．日本弁理士会知的財産支援センター

副委員長　田中　秀詰

委員(2年目)　林　信之　　越場　洋

委員(1年目)　吉田　淳

６．日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副委員長　大津　洋夫

委員(2年目)　山本　喜一　　町田　正史

委員(1年目)　竹山　宏明　　三島　広規　　神戸　真澄

７．国際活動センター

委員(2年目)　高橋　剛一　　庄司　亮

委員(1年目)　越川　隆夫　　新井　全　　佐藤　大輔

８．広報センター

委員(2年目)　金久保　勉　　笹川　拓　　大橋　剛之　　山下　幸彦

委員(1年目)　本田　淳　　越場　洋

同友会会則

第１条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第２条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第３条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

（１）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催

（２）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催

（３）刊行物の発行

（４）弁理士試験受験者の指導

（５）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第４条（組織）

（１）本会は、第２条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。

（２）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第５条（役員とその選任）

（１）本会には、つぎの役員を置く

幹事長	１名
副幹事長	数名
幹事	若干名
監事	２名

（２）役員は、総会において会員中より選任する。

第６条（役員の職務と権限）

（１）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（２）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（３）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（４）監事は、会計を監査する。

第７条（役員の任期）
（１）役員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。
（２）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第８条（会議の種類と議長）
本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第９条（総会）
（１）本会は、毎年２月末日までに定時総会を開催する。
（２）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第１０条（総会の議決事項）
総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第１１条（幹事会）
（１）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
（２）幹事長は、幹事の３分の１以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
（３）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第１２条（幹事会の権限）
幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第１２条の２（正副幹事長会）
正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

第１２条の３（正副幹事長会の権限）
正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第１３条（議決）
会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第１４条（経費）
本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第１５条（顧問及び相談役）
（１）本会は、総会又は幹事会の議決によって第５条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
（２）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
（３）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第１６条（事務、会計年度）
本会の事務年度及び会計年度は、毎年１月１日に始まり、12 月 31 日をもって終わる。

第１６条の２
会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第１７条（施行日）
本会則は、昭和 49 年 12 月４日より施行する。

付　則　本会則の一部改正は、平成６年４月１日より施行する。
付　則　本会則の一部改正は、平成 13 年 10 月３日より施行する。
付　則　本会則の一部改正のうち、第１６条に関する改正は、平成１７年４月１日より施行し（ただし、第１６条の規定に拘らず、平成１７年度は平成１７年４月１日に始まる。）、第９条に関する改正は、平成１８年１月１日より施行する。

編 集 後 記

無事に２０１１年度版同友会だよりの発行ができたことを嬉しく思います。お忙しい中、原稿の執筆をご担当頂きました先生方（同友会だよりの原稿執筆のために休日出勤をして頂いた先生がいらっしゃいました！）、心より御礼を申し上げます。

前任の笹川先生から広報委員長を引き継ぎまして、手探りで編集作業をやってまいりました。正直いうと、お恥ずかしい話ですが、私自身、「同友会だより」を今年ほど隅から隅まで熟読したのは初めてでした。

編集作業を通して、いかに多くの先生方がご自身の特許・商標・意匠といった本来の業務の他に、弁理士会をはじめとする会務活動や地域活動（もちろん弁理士同友会の活動もです）に参加され、ご尽力頂いているのかを知ることができました。業務の傍らすごいことです。そんな感銘を受けるとともに、先輩方の様々な活動内容を知ることができて非常に勉強にもなりました。

特に登録年数の若い先生方に同友会だよりの熟読をお勧めしたいと思います。会派の活動や先輩方がどのような活動を日々されているのか知ることができ、大変為になります。

また機会がありましたら、広報委員会に所属させて頂きたいと思います。

最後に、私からの質問にいつも迅速なご回答を頂きました担当副幹事長の田辺先生、過去の同友会だよりの編集経験から的確なアドバイス及びご尽力を頂きました広報委員の藤井先生、三島先生、笹川先生に重ねて御礼申し上げます。

平成２３年度広報委員長
仲村　圭代

弁理士同友会だより　　第１７巻　第１号(電子版第３号)

発行日　２０１１年１２月２８日
発　行　　弁理士同友会
編集・制作　　広報委員会

弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子を表現しています。